

留萌市地域防災計画

－ 資料編 －

令和 2 年 6 月

留萌市防災会議

目次

第1編	防災組織関係	1
1	留萌市防災会議条例	1
2	留萌市防災会議運営規程	3
3-1	留萌市防災会議委員名簿	4
3-2	留萌市防災会議幹事会要領	5
3-3	留萌市防災会議幹事会名簿	6
4	防災関係機関等の連絡窓口	7
5	留萌市災害対策本部条例	8
6	留萌市災害対策本部設置運用規程	9
7	留萌市災害対策本部組織分掌運用要領	9
8	庁内災害対策連絡会設置要綱	10
9	ボランティア団体一覧	11
第2編	情報収集・伝達関係	12
1	地域気象観測施設等配置図	12
2	気象庁震度階級	13
3	専用通信設備の設置場所	17
4	災害情報等報告取扱要領	18
5	留萌市防災行政用無線に関する規則	29
6	留萌市防災行政用無線局運用管理規程	30
7	留萌市防災行政用無線局遠隔制御装置の運用に関する協定書	32
第3編	避難所等関係	33
1	指定避難所・緊急指定避難場所・津波避難ビル一覧	33
2	指定避難所・緊急指定避難場所等位置図	36
3	広報巡回路	38
4	避難者登録カード等避難所運営関係様式	39
第4編	輸送関係	44
1	北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	44
2	北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領	49
3	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	54
4	留萌市緊急搬送・防災ヘリコプター臨時着陸場運営確認事項	58
5	ヘリコプター離着陸場位置図	61
6	緊急輸送道路・緊急交通路等	62
第5編	自衛隊関係	64
1	自衛隊派遣要請文の様式	64

2	自衛隊撤収要請文の様式	66
第6編	危険区域その他	67
1	水防区域	67
2	高波・高潮・津波等危険区域	71
3	市街地における低地帯の浸水予想区域	72
4	土砂災害危険区域	73
5	なだれ危険区域	77
6	危険物等施設の設置場所	78
7	災害想定区域内における避難の確保等が必要な施設	79
第7編	防災資機材等	81
1	消防施設と車両等	81
2	給水用資機材	82
3	防災資機材備蓄センター管理運営要領（抜粋）	83
4	留萌市防災資機材保有状況	85
第8編	衛生関係	88
1	死亡獣畜取扱場	88
2	ごみ・し尿処理場	88
第9編	過去の災害状況	89
1	火災	89
2	水害	91
3	台風・暴風	94
4	地震・津波	96
5	その他	96
第10編	その他	98
1	留萌市災害弔慰金の支給等に関する条例	98
2	留萌市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	102
3	流出油事故災害対応マニュアル（抜粋）	105
4	北海道災害対策現地合同本部設置要綱	109
第11編	留萌市水防計画	110

第1編 防災組織関係

1 留萌市防災会議条例

(昭和38年2月5日条例第2号)

改正 昭和42年10月5日条例第15号 昭和49年10月18日条例第28号
昭和62年9月18日条例第18号 平成7年9月20日条例第26号
平成12年3月30日条例第35号 平成15年3月14日条例第40号
平成25年3月27日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、留萌市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 留萌市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 留萌市安全都市宣言推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 北海道の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 北海道警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 留萌消防組合の消防長及び留萌消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が特に必要と認め委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の隊員、北海道の職員、市の職員、関係指

第1編 防災組織関係

定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が選任する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、特定な部門に属する問題を処理させるため部会を設けることができる。

2 部会は、あらかじめ防災会議から附託された事案について審議し、及び部会の所掌にかかる防災の方途に関して防災会議に建議することができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 部会が所掌すべき事務及び部会の運営に関する事項については、会長が別に定める。

(議事等)

第6条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他の防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年10月5日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年10月18日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年9月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月14日条例第40号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 留萌市防災会議運営規程

(昭和40年7月24日防災会議規程第1号)

(趣旨)

第1条 留萌市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び留萌市防災会議条例（昭和38年留萌市条例第2号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議の委員（以下「委員」という。）である留萌市副市長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

(委員の異動報告)

第5条 防災会議の委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年7月24日から実施する。

3-1 留萌市防災会議委員名簿

区 分	役 職 名	所 在 地	電 話	
会 長	留萌市長	留萌市幸町1丁目11	42 - 1801	
委 員	指定地方 行政機関	留萌開発建設部 次長	〃 寿町1丁目68	42 - 2231
		北海道農政事務所 旭川地域拠点 地方参事官	旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川地方合同庁舎	0166-30-9300
		留萌南部森林管理署長	留萌市沖見町2丁目71-1	42 - 2515
		留萌海上保安部長	〃 大町3丁目37	42 - 9118
		旭川地方气象台 次長	旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川地方合同庁舎	0166-32-7102
		留萌労働基準監督署長	留萌市大町2丁目12	42 - 0463
	自衛隊	第26普通科連隊 副連隊長	〃 緑ヶ丘町1丁目6	42 - 2655(内235)
	北海道	留萌振興局 地域創生部長	〃 住之江町2丁目1-2	42 - 8426
		留萌振興局 留萌建設管理部長	〃 住之江町2丁目1-2	42 - 8302
		留萌振興局 保健環境部長	〃 住之江町2丁目1-2	42 - 2201
		留萌振興局 森林室長	〃 住之江町2丁目1-2	42 - 8380
	警 察	旭川方面 留萌警察署長	〃 高砂町3丁目5-1	42 - 0110
	留萌市	留萌市 副市長	〃 幸町1丁目11	42 - 1801
		留萌市教育委員会 教育長	〃 幸町1丁目11	42 - 3006
	消防組合	消防組合 消防長	〃 高砂町3丁目6-11	42 - 2211
		留萌消防団 消防団長	〃 高砂町3丁目6-11	42 - 2211
	指定公共 機関	北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社留萌駅長	〃 船場町2丁目115-8	42 - 0640
		東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道北支店長	旭川市10条通10丁目 N T T旭川10条ビル3F	0166-20-5410
		日本郵便株式会社 留萌郵便局長	〃 本町1丁目38	42 - 0180
		日本通運株式会社 留萌支店長	〃 明元町2丁目2	42 - 2724
		北海道電力株式会社 留萌営業所長	留萌市末広町4丁目10-1	42 - 1390
	指定地方 公共機関	一般社団法人 留萌医師会長	〃 花園町3丁目5-33	43 - 2020
		南るもい土地改良区 理事長	小平町字小平町216 (小平町役場内)	59 - 1410
	公共的 団体	社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会会長	留萌市五十嵐町1丁目1-10	42 - 5530
		株式会社エフエムもえる 代表取締役社長	〃 船場町2丁目115-8	42 - 3871
		留萌市赤十字奉仕団委員長	〃 見晴町5丁目84	43 - 5825
		特定非営利活動法人 NPO おた すけママくらぶ 理事長	〃 栄町2丁目7-3	42 - 8000

3-2 留萌市防災会議幹事会要領

(平成7年7月25日留萌市防災会議決定)

(設置)

第1条 留萌市防災会議条例(昭和38年条例第2号。以下「条例」という。)第2条第1号に基づき作成された留萌市地域防災計画の修正に関する検討及びその他防災事務にかかわる情報交換等を行うため、留萌市防災会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 幹事会の構成は、条例第3条第5項に規定する留萌市防災会議を組織する各関係機関の別表の職にあるものをもって構成する。

(会議)

第3条 幹事会に、座長を置くこととし座長は留萌市総務部長を持って充てる。

2 幹事会は、座長が必要と認めたとき召集する。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事が職務を代理する。

(事務局)

第4条 幹事会の事務局は、留萌市総務部総務課に置く。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほかは、座長が幹事会に諮って定める。

3-3 留萌市防災会議幹事会名簿

機 関 名	職 名	備 考
留萌開発建設部	防災対策官	
北海道農政事務所 旭川地域拠点	主任農政推進官	
留萌南部森林管理署	総括事務管理官	
留萌海上保安部	警備救難課長	
旭川地方気象台	防災管理官	
留萌労働基準監督署	監督・安衛課長	
陸上自衛隊 第26普通科連隊	第3科長	
留萌振興局 地域創生部	地域政策課主幹	
留萌振興局 留萌建設管理部	用地管理室維持管理課長	
留萌振興局 保健環境部	保健行政室企画総務課長	
留萌振興局 森林室	管理課長	
旭川方面 留萌警察署	警備課長	
留萌市	総務部長	
留萌市教育委員会	学校教育課長	
留萌消防組合	消防課長	
留萌消防組合 留萌消防団	留萌消防署庶務係長	
北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社留萌駅	副駅長	
日本郵便株式会社 留萌郵便局	総務部長	
東日本電信電話株式会社 北海道北支店	総括担当課長	
北海道電力株式会社 留萌営業所	お客さまセンター課長	
日本通運株式会社 留萌支店	営業係長	
一般社団法人 留萌医師会	事務長	
南るもい土地改良区	事務局長	
社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会	事務局長	
株式会社 エフエムもえる	局長	
留萌市赤十字奉仕団	副委員長	
特定非営利活動法人 NPOおたすけママくらぶ	理事	

4 防災関係機関等の連絡窓口

	機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	F A X
防 災 会 議 関 係	留萌市	総務課危機対策係	留萌市幸町1丁目11	56-5005	43-8778
	留萌開発建設部	防災対策専門官	〃 寿町1丁目68	42-2231	42-2344
	北海道農政事務所 旭川地域拠点	地方参事官室 (防災担当)	旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川地方合同庁舎	0166-30-9300	0166-30-9305
	留萌南部森林管理署	統括事務管理官	留萌市沖見町2丁目71-1	42-2515	42-2517
	留萌海上保安部	警備救難課救難係長	〃 大町3丁目37	42-9118	49-2043
	旭川地方气象台	防災業務課 防災気象官	旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川地方合同庁舎	0166-32-7102	0166-32-6407
	留萌労働基準監督署	監督・安衛課長	留萌市大町2丁目12	42-0463	43-6418
	陸上自衛隊 第26普通科連隊	第3科防衛警備幹部	〃 緑ヶ丘町1丁目6	42-2655 (235)	42-2655 (639)
	留萌振興局 地域創生部	地域政策課主査(防災)	〃 住之江町2丁目1-2	42-8426	42-2596
	留萌振興局 留萌建設管理部	用地管理室 維持管理課主幹	〃 住之江町2丁目1-2	42-8302	42-4523
	留萌振興局 保健環境部	保健行政室企画 総務課総務係長	〃 住之江町2丁目1-2	42-8216	42-8216
	留萌振興局 森林室	管理課管理係長	〃 住之江町2丁目1-2	42-8380	42-2754
	旭川方面 留萌警察署	警備課警備係長	〃 高砂町3丁目5-1	42-0110	42-0110
	留萌市教育委員会	学校教育課庶務係	〃 幸町1丁目11	42-3006	43-6312
	留萌消防組合	消防課警防係主任	〃 高砂町3丁目6-11	42-2211	43-5150
	北海道旅客鉄道(株) 旭川支社 留萌駅	副駅長	〃 船場町2丁目115-8	42-0640	42-8062
	東日本電信電話(株) 北海道北支店	総括担当主査	旭川市10条通10丁目 N T T旭川10条ビル3F	0166-20-5410	0166-29-0417
	日本郵便(株) 留萌郵便局	総務課長	留萌市本町1丁目38	42-0180	43-1370
	日本通運(株) 留萌支店	営業係長	〃 明元町2丁目2	42-0724	42-9246
	北海道電力(株) 留萌営業所	お客さまセンター課長	〃 末広町4丁目10-1	42-1390	42-8532
	(一社)留萌医師会	事務長	〃 花園町3丁目5-33	43-2020	42-5118
	南るもい土地改良区	事務局長	小平町216(小平町役場内)	59-1410	59-1325
	留萌市社会福祉協議会	事務局長	〃 五十嵐町1丁目1-10	42-5530	43-6062
(株)エフエムもえる	次長	留萌市船場町2丁目115-8	42-3871	42-2200	
留萌市赤十字奉仕団	委員長	〃 見晴町5丁目84	43-5825	43-5825	
(特非) NPOおたすけママくらぶ	アドバイザー	〃 栄町2丁目7-3	42-8000	42-8000	
公 共 的 団 体 及 び 関 連 団 体	南るもい農業協同組合	幌糠支所長	〃 幌糠1954	46-1211	46-1213
	新星マリン漁業協同組合	管理部次長	〃 明元町5丁目3	43-1111	43-1115
	留萌南部森林組合	組合長	〃 高砂町2丁目5-25	42-6100	42-6109
	留萌商工会議所	事務局長	〃 錦町1丁目1-15	42-2058	43-8322
	日本赤十字社 北海道支部 留萌市地区	市社会福祉課社会福祉係	〃 幸町1丁目11	42-1801	43-8778
	留萌市無線赤十字奉仕団	委員長	〃 南町4丁目	43-5187	43-8419
	(社)旭川地区トラック協会 留萌部会	留萌部会長 (真田運輸(株))	〃 東雲町2丁目1	42-0840	42-0849
	留萌歯科医師会	会長 (川上歯科)	〃 五十嵐町3丁目2-11	43-4618	42-8900

5 留萌市災害対策本部条例

(昭和38年3月26日条例第15号)

改正 平成8年3月26日条例第14号 平成25年3月27日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2第8項の規定に基づき、留萌市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 留萌市災害対策本部設置運用規程

(昭和62年10月5日 留萌市防災会議決定)

留萌市災害対策本部の設置に関し、市長は、緊急やむを得ないと認めた場合においては、災害対策基本法第23条の2第1項の、防災会議の意見を聞くことを省略することができるものとする。

7 留萌市災害対策本部組織分掌運用要領

(平成14年2月12日 留萌市防災会議決定)

留萌市地域防災計画に定める「災害対策本部の組織及び事務分掌」については、市の組織・機構の変更、その他の理由により修正の必要が生じた場合に、その修正を本部長に一任する。

8 庁内災害対策連絡会設置要綱

(平成14年6月1日)

改正 平成25年4月1日

(設置)

第1条 市組織内部の防災態勢を充実させ、もって組織的な災害対策活動などの円滑な実施を図るため、庁内災害対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、市長の命を受けて、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 留萌市地域防災計画に基づく市組織内部の具体的対策方法等の調査、研究に関する事。
- (2) 災害防止のための対策について各関係部、課等との総合調整に関する事。
- (3) 災害対策を含めた組織的な危機管理体制の確立を図るための調査、研究及び実施に関する事。
- (4) その他災害防止対策の推進に関する事。

(組織)

第3条 連絡会は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、総務部長とする。

3 委員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 総務課長
- (2) 政策調整課長
- (3) 市民課長
- (4) 社会福祉課長
- (5) 農林水産課長
- (6) 経済港湾課長
- (7) 都市整備課長
- (8) 上下水道課長
- (9) 教育委員会学校教育課長
- (10) 市立病院総務課長
- (11) 消防本部総務課長

(議長)

第4条 議長は、連絡会を総括し、会議を招集し、これを主宰する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

9 ボランティア団体一覧

(留萌市ボランティアセンター活動推進委員)

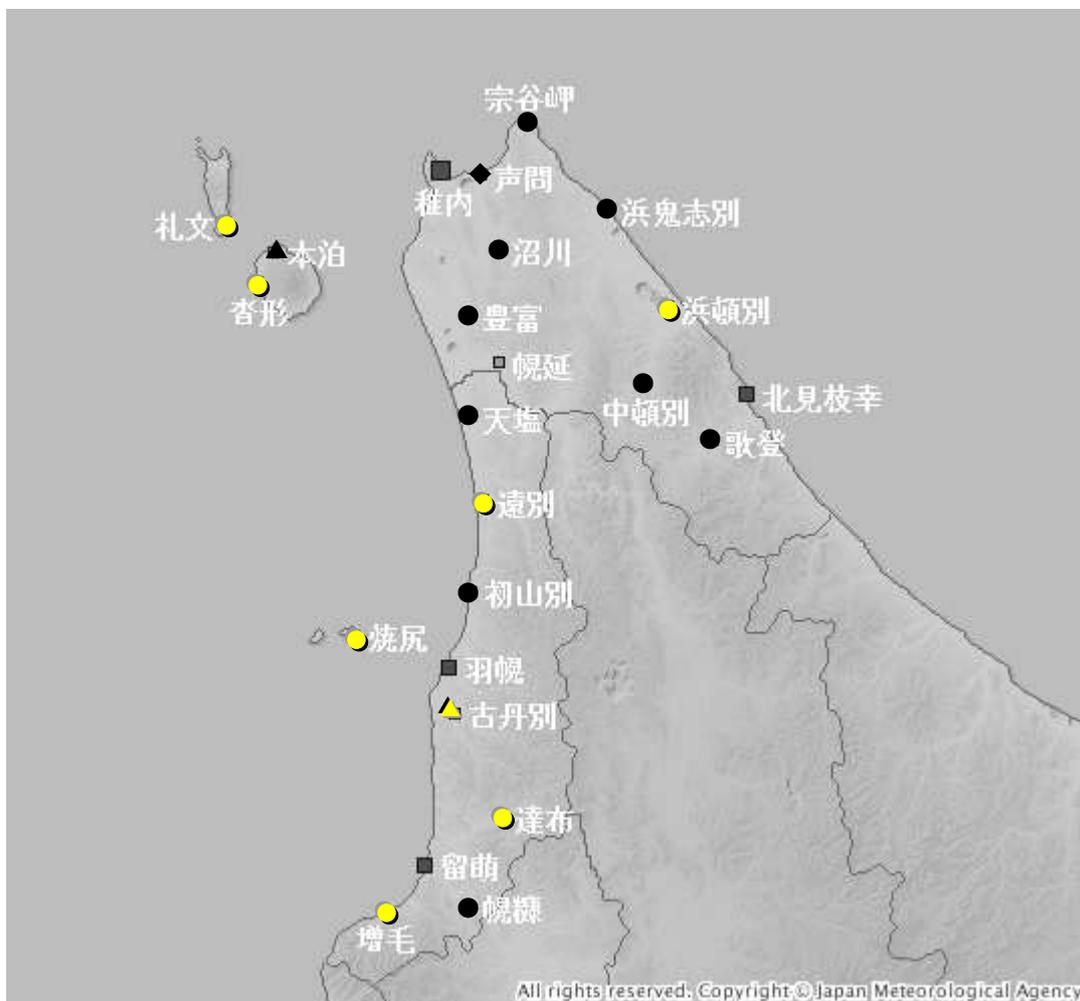
平成 29 年 4 月 1 日現在

	団 体 名
1	特定非営利活動法人 留萌ふれあいの家
2	留萌市レク・ボランティア協会
3	留萌市民生児童委員連絡協議会
4	留萌身体障害者福祉協会
5	留萌民謡クラブ
6	留萌市赤十字奉仕団
7	留萌更生保護女性会
8	留萌理容研究サークル
9	留萌アマチュア無線クラブ
10	留萌手話サークル
11	留萌青年会議所
12	特定非営利活動法人 ウェルアナザーデザイン
13	留萌BBS会
14	健康生活ネットワーク「きらきら」
15	点字を学ぶ会あかげら
16	りこねくと

第2編 情報収集・伝達関係

1 地域気象観測施設等配置図

■宗谷・留萌地区（アメダス）



[出典：気象庁ホームページ]

凡例	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	地域気象観測所（アメダス）	降水量
▲	地域気象観測所（アメダス）	降水量・積雪深
▲	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速
◆	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・積雪深
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深

*積雪深は、雪が降る期間のみ観測。

2 気象庁震度階級

〔出典：気象庁ホームページ〕

（使用にあたっての留意事項）

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも階や場所によって揺れの強さが異なる。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

■気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日に改定）

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ガラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れ

がみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

(※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-----------------------	--

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 専用通信設備の設置場所

設置機関	施設の種類	通信範囲	連絡先
留 萌 市	防災無線	留萌市行政区域内	総務部総務課
	防災無線	留萌市行政区域内	都市環境部都市整備課
	消防無線	消防本部行政区域内	留萌消防本部総務課
	水道事業無線	留萌市上下水道事業内	都市環境部上下水道課
北 海 道	北海道防災行政無線	全道各市町村、道の関係機関相互	留萌振興局地域創生部地域政策課
留萌開発建設部	水防道路無線	留萌開発建設部管内一円	企画課防災対策専門官
	多重無線	開発建設部、各事業所等相互(全道)	
留萌海上保安部	海上保安用無線	留萌海上保安部～巡視船艇間	警備救難課救難係
北海道警察 留萌警察署	警察無線 警察電話	警察機関相互	警備課公安係
北電留萌営業所	社内電話	全道北海道電力事業所機関相互	総務課

4 災害情報等報告取扱要領

[出典：北海道地域防災計画：資料編]

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道(危機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在		発 受 信 日 時
月 日 時 分				
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分		災 害 の 原 因
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設 置		
		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設 置		
(2) 災害救助法適用の状況		地 区 名	被 害 棟 数	り 災 世 帯
		(救助実施内容)		

	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避難場所	人 数	日 時	
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
応 急 措 置 の 状 況	(4) 自衛隊派遣 要請の状況						
	(5) その他措置 の状況						
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
		その他(住民等)	名				
計	名						
そ の 他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人					海岸	箇所		
	重傷	人					砂防設備	箇所		
	軽傷	人					地すべり	箇所		
計	人	急傾斜地	箇所							
			道路	箇所						
②住家被害	全壊	棟				市町村工事	橋梁	箇所		
		世帯					小計	箇所		
		人					河川	箇所		
	半壊	棟				道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所				
		人			小計	箇所				
	一部破損	棟			港湾	箇所				
		世帯			漁港	箇所				
		人			下水道	箇所				
	床上浸水	棟			公園	箇所				
世帯		崖くずれ	箇所							
人		計	箇所							
床下浸水	棟	⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻					
	世帯		破損	隻						
	人		計	隻						
計	棟		漁港施設	箇所						
	世帯		共同利用施設	箇所						
③非住家被害	全壊		公共建物	棟	その他施設	箇所				
			その他	棟	漁具(網)	件				
	半壊		公共建物	棟	水産製品	件				
			その他	棟	その他	件				
計	公共建物		棟	計						
	その他	棟								
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所		
			浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他			箇所			
		畑	ha	小計			箇所			
	農業用施設		箇所	一般民有林		林地	箇所			
			箇所			治山施設	箇所			
	共同利用施設		箇所			林道	箇所			
			箇所			林産物	箇所			
営農施設	箇所	その他	箇所							
畜産被害	箇所	小計	箇所							
その他	箇所	計	箇所							
計										

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛 生 被 害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商 工 被 害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
	計	件		電 気		戸	—	
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—	
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	—	
	高 校	箇所		都 市 施 設		箇所		
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災 発 生	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危 険 物	件		
り災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対 策本部 の設置 状況	道 (総合振興局又は振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名								
<p>補足資料 (※別葉で報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 <p style="text-align: right;">ほか</p>								

別表3

被害状況（中間 最終）報告集計表

災害・事故名						月 日 時現在				
総合振興局又は振興局										
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)			
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
			道路			箇所				
			橋梁			箇所				
			小計		箇所					
②住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所			
		世帯				道路	箇所			
		人		橋梁		箇所				
	半壊	棟			小計	箇所				
		世帯			港湾	箇所				
		人			漁港	箇所				
	一部破損	棟			下水道	箇所				
		世帯			公園	箇所				
		人			崖くずれ	箇所				
	床上浸水	棟			計	箇所				
		世帯			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		人				破損	隻			
棟		計	隻							
世帯		漁港施設	箇所							
人		共同利用施設	箇所							
棟		その他施設	箇所							
世帯		漁具(網)	件							
人		水産製品	件							
棟		その他	件							
世帯		計								
人										
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		その他	棟				治山施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟				林道	箇所		
		その他	棟				林産物	箇所		
	計	公共建物	棟				その他	箇所		
		その他	棟			小計	箇所			
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			一般民有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha				治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha				林道	箇所	
			浸冠水	ha				林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所					
		畑	ha	小計	箇所					
	農業用施設	箇所		計	箇所					
	共同利用施設	箇所								
	営農施設	箇所								
	畜産被害	箇所								
その他	箇所									
計										

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸		—
	そ の 他	件		電 話	回線		—	
	計	件		電 気	戸		—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸		—	
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—	
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所			
	その他文教施設	箇所						
計	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数		団体		火災 発生	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危 険 物	件		
り災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部 の設置 状況	道(総合振興局又は振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況								

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判定基準
③非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</p>
⑤土木被害	河川	<p>河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判定基準
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

5 留萌市防災行政用無線に関する規則

(平成8年12月2日規則第30号)

改正 平成9年6月12日規則第24号

(目的)

第1条 留萌市の防災広報活動及び緊急を要する情報等を住民に速やかに伝達し、災害の未然防止、災害時の応急救助、災害復旧等通信の確保によって住民の福祉の増進に資することを目的として留萌市防災行政用無線（以下「防災無線」という。）を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 この防災無線の名称及び各装置の設置場所は、次のとおりとする。

施設名等		設置箇所
送信施設	親局	留萌市役所
	遠隔制御局	留萌消防組合留萌消防署
	予備指令局	留萌消防組合留萌消防署
受信施設等	屋外受信局	市長が必要と認めた地域
	戸別受信機	市長が必要と認めた機関及び世帯等

(業務内容)

第3条 防災無線の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震、津波等に関する予・警報の伝達など防災行政に関する事項
- (2) 一般行政事務に関する事項
- (3) その他、市長が必要と認める事項

(放送の種別及び放送時間)

第4条 この防災無線の放送は、緊急放送及び一般放送とする。

- (1) 緊急放送は、常時必要の都度行うものとする。
- (2) 一般放送は、親局と遠隔制御局とにおいて別途協議するものとする。

(戸別受信機の貸与)

第5条 子局の戸別受信機は、市が無償貸与するものとする。

(受信者の義務)

第6条 子局の戸別受信機は、受信者の責任において維持管理しなければならない。

- 2 受信者は、戸別受信機に異常を発見したとき、又は転出等の事由により戸別受信機の利用に移動が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 受信者の責により発生した戸別受信機の修復に要する費用は、受信者の負担とする。
- 4 戸別受信機の修復等は、市長の指定する者以外は行うことができない。

(維持管理経費等の負担)

第7条 戸別受信機の利用者は、保守管理に必要な経費として次のものを負担する。

戸別受信機に係る電気料及び乾電池代等

(管理台帳の備付け)

第8条 市は、戸別受信機管理台帳を備え、その目的達成に利用されるよう努めるものとする。

(戸別受信機の返還等)

第9条 利用者が転出する場合は、戸別受信機を市に返還するものとする。

- 2 転居する場合は、届け出をするものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月12日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 留萌市防災行政用無線局運用管理規程

(平成8年12月2日訓令第4号)

改正 平成9年6月12日訓令第9号
平成16年4月1日訓令第13号
平成18年7月2日訓令第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の適正かつ効率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総括管理者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (2) 管理責任者 総括管理者の命を受け、直接無線局の管理及び運用にあたる責任者をいう。
- (3) 通信取扱者 無線局の通信を取扱う者であつて、無線従事者以外の者をいう。

(無線局の任務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取扱い、災害時等においては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取扱うことを任務とする。

(無線局の管理)

第4条 無線局の管理課は、総務部総務課とする。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、総務部長とする。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用に関する業務について管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総務部総務課長とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信義務にあたる。

(無線従事者の配置)

第9条 総括管理者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信の種類)

第10条 通信は、防災通信(災害発生時において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信をいう。)、平常通信(一般行政事務のために行う通信をいう。)及び訓練通信(非常災害時におけ

る通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練のために行う通信をいう。)とする。

(非常災害時等における通信体制)

第 11 条 総括管理者は、次の各号の 1 に該当するときは、直ちに管理責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生したとき又は発生が予測されるとき。
- (2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指導し、防災通信の円滑な利用を図るものとする。
(放送方法)

第 12 条 緊急の事態が発生したとき又は発生が予測されるときに、次により放送を行う。

- (1) 執務時間中は、市役所の親局から放送を行う。
- (2) 執務時間外及び休日は、消防署の遠隔制御装置から放送を行う。
- (3) 親局及び遠隔制御装置に運用不能等の障害が発生した場合には、消防署の予備指令局から放送を行う。

2 前項第 2 号の場合、市役所職員の体制が整え次第、消防署に連絡のうえ、以降の放送を親局で行うものとする。

(通信訓練)

第 13 条 総括管理者は、毎年 1 回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

(無線業務日誌の備付け)

第 14 条 管理責任者は、電波法施行規則（昭和 23 年電波管理委員会規則第 14 号）第 41 条の規定による無線業務日誌を備付けておかなければならない。

(無線従事者選任及び解任届の提出)

第 15 条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第 51 条及び電波法施行規則第 36 条の規定により、速やかに無線従事者選任又は解任届けを北海道総合通信局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線設備の保守点検)

第 16 条 管理責任者は、無線設備について毎年定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならない。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用管理に係る必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 8 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 12 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 9 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 2 日訓令第 19 号）

この訓令は、平成 18 年 7 月 2 日から施行する。

7 留萌市防災行政用無線局遠隔制御装置の運用に関する協定書

(平成8年12月2日)

留萌市(以下「甲」という。)と留萌消防組合(以下「乙」という。)とは、留萌市地域防災計画に基づく防災対策に係る事項及び行政事務に関し、相互に密接な連絡を図るために、留萌市防災行政用無線局遠隔制御装置の設置及び管理運用等に関して次のとおり取り決め、本書を2通作成し、甲乙、記名捺印のうえ各1通を保有する。

(設置場所)

第1条 甲は、乙の所管する庁舎内に遠隔制御装置を設置する。ただし、設置場所は行政事務及び災害時を想定した設置場所とする。

(設置場所の変更)

第2条 乙は、自己の都合により、遠隔制御装置の設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。

(運用)

第3条 遠隔制御装置の運用等に関する事項は、この協定書に定めるものの他、甲が別に定める留萌市防災行政用無線に関する規則及び留萌市防災行政用無線局運用管理規程によるものとする。

(運用時間)

第4条 乙は、甲の執務時間外及び留萌市の休日を定める条例(平成2年留萌市条例第2号)第1条に規定する休日に緊急事態が発生したとき又は発生が予測されるときに限り運用するものとする。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

(無線従事者)

第5条 甲が遠隔制御装置の運用を委嘱する乙の無線従事者は、留萌消防組合管理者の指揮下にあり、かつ、第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者とする。

2 前項の無線従事者は必ず2名以上選任し、人事異動等によって変更がある場合は、甲に連絡するものとする。

(維持管理)

第6条 乙は、遠隔制御装置の正常な機能を維持するために、乙の責任において必要な点検を行うものとする。年点検は、甲の責任において行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。

2 期間満了の日から1ヶ月までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定等)

第8条 この協定書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成8年12月2日

甲 住所 留萌市幸町1丁目11番地
氏名 留萌市長 長 沼 憲 彦

乙 住所 留萌市高砂町
氏名 留萌消防組合
管理者 長 沼 憲 彦

第3編 避難所等関係

1 指定避難所・緊急指定避難場所・津波避難ビル一覧

(1) 指定避難所

令和2年6月8日現在

No.	施設名	住所	電話番号	収容人員	海拔
1	三泊住民センター	三泊町		70	5.6
2	春日住民センター	春日町1		9	6.2
3	春日児童センター	春日町1	42-3870	71	6.2
4	港北コミュニティセンター	元町5	42-2719	77	4.5
5	港北小学校	元町3	42-0335	224	3.2
6	海のふるさと館	大町2	43-6677	74	21.6
7	黄金会館	大町2	42-6564	52	21.0
8	留萌港湾合同庁舎	大町3		107	19.0
9	港西コミュニティセンター	港町3	43-0620	96	23.5
10	留萌消費者センター	明元町6	42-0651	80	7.2
11	留萌市共同福祉センター	開運町2	43-0440	92	1.7
12	留萌小学校	寿町2	42-1720	342	31.1
13	寿児童センター	寿町3	43-1193	48	36.7
14	勤労者体育センター	見晴町2	42-2266	187	17.3
15	スポーツセンター	見晴町2	42-2917	570	20.8
16	中央公民館	見晴町2	42-3333	452	18.7
17	港南中学校	沖見町2	42-1898	283	42.6
18	港南コミュニティセンター	沖見町5	42-6538	52	50.5
19	沖見児童センター	沖見町5	42-0072	68	60.1
20	萌晴会館	見晴町5		41	65.0
21	浜中町内会館	浜中町		46	5.9
22	礼受町内会館	礼受町		42	7.1
23	るもい健康の駅	花園町3	43-8121	40	4.2
24	住之江児童センター	住之江町3	42-4381	38	20.0
25	東光小学校	住之江町4	42-1820	259	25.1
26	港東コミュニティセンター	高砂町2	43-6446	71	3.5
27	堀川町内会館	堀川町2		27	4.7
28	保健福祉センター はーとふる	五十嵐町1	49-2558	67	4.0
29	留萌高等学校	千鳥町4	42-2474	291	15.0
30	留萌中学校	千鳥町3	42-1811	380	7.7
31	緑丘小学校	千鳥町3	42-1294	268	19.1
32	千鳥児童センター	千鳥町3	42-2226	52	7.5
33	みどり会館	緑ヶ丘町2		36	15.2
34	留萌地域人材開発センター	南町1	42-0348	216	9.4
35	東部コミュニティセンター	南町2	43-6002	36	8.0
36	潮静住民センター	潮静1	42-6748	34	9.0
37	潮静小学校	潮静3	42-1607	144	8.5
38	大和田生活館	大和田町3		51	16.0
39	風土工房 こさえる	藤山町	43-4556	50	16.0
40	幌糠コミュニティセンター	幌糠町	46-1140	83	21.5
41	幌糠農業・農村支援センター	幌糠町		432	25.0
42	留萌市子ども発達支援センター	沖見町4	42-1109	63	36.9
43	社会福祉法人萌寿園(福祉避難所)	沖見町6	43-2727	—	59

(2) 指定緊急避難場所

令和2年6月8日現在

No.	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類							想定 収容 人数 (人)	海拔 (m)
			洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	その他		
1	旧三泊小学校グラウンド	三泊町	○	—	○	○	○	○	○	2,625	19.0
2	旧北光中学校グラウンド	春日町1	○	○	—	○	—	○	○	3,426	6.0
3	港北小学校グラウンド	元町3	—	○	—	○	—	○	○	1,911	2.6
4	岬緑地	大町2	○	—	○	○	○	○	○	1,400	22.4
5	中央公園	開運町2	—	○	—	○	—	○	○	1,820	1.3
6	留萌小学校グラウンド	寿町2	○	○	○	○	○	○	○	4,300	30.2
7	見晴市営球場	見晴町1	○	○	○	○	○	○	○	10,459	29.3
8	見晴公園	見晴町2	○	○	○	○	○	○	○	2,450	12.2
9	港南中学校グラウンド	沖見町2	○	○	○	○	○	○	○	4,950	42.9
10	沖見公園	沖見町6	○	○	○	○	○	○	○	2,100	50.4
11	平和台公園	平和台1	○	—	○	○	○	○	○	1,155	82.8
12	浜中運動公園	浜中町	○	○	○	○	○	○	○	18,832	40.0
13	旧礼受小学校グラウンド	礼受町	○	—	○	○	○	○	○	1,776	12.0
14	花園西公園	花園町3	—	○	—	○	—	○	○	1,745	3.6
15	住之江公園	住之江町1	○	○	○	○	○	○	○	1,604	6.1
16	東光小学校グラウンド	住之江町4	○	○	○	○	○	○	○	3,876	11.9
17	留萌高等学校グラウンド	千鳥町4	○	○	○	○	○	○	○	18,000	14.7
18	留萌中学校グラウンド	千鳥町3	○	○	○	○	○	○	○	9,247	7.9
19	緑丘小学校グラウンド	千鳥町3	○	—	○	○	○	○	○	3,554	20.9
20	旧留萌高等学校グラウンド	東雲町1	—	○	○	○	○	○	○	17,030	5.3
21	留萌地域人材開発センター グラウンド	南町1	○	○	○	○	○	○	○	2,700	9.4
22	潮静公園	潮静2	—	○	○	○	○	○	○	3,500	8.5
23	潮静小学校グラウンド	潮静3	—	○	○	○	○	○	○	1,940	8.5
24	子ども発達支援センター グラウンド	沖見町4	○	○	○	○	○	○	○	4,289	36.5

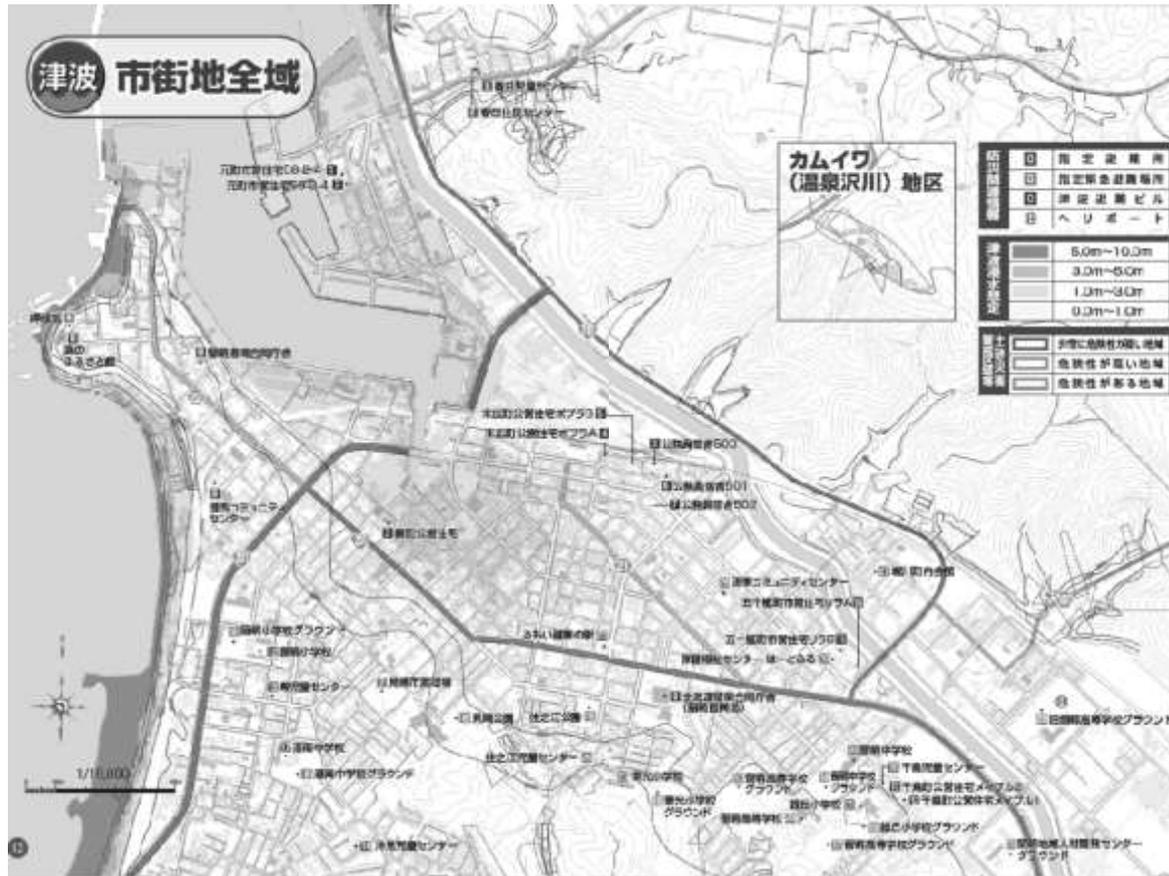
(3) 津波避難ビル

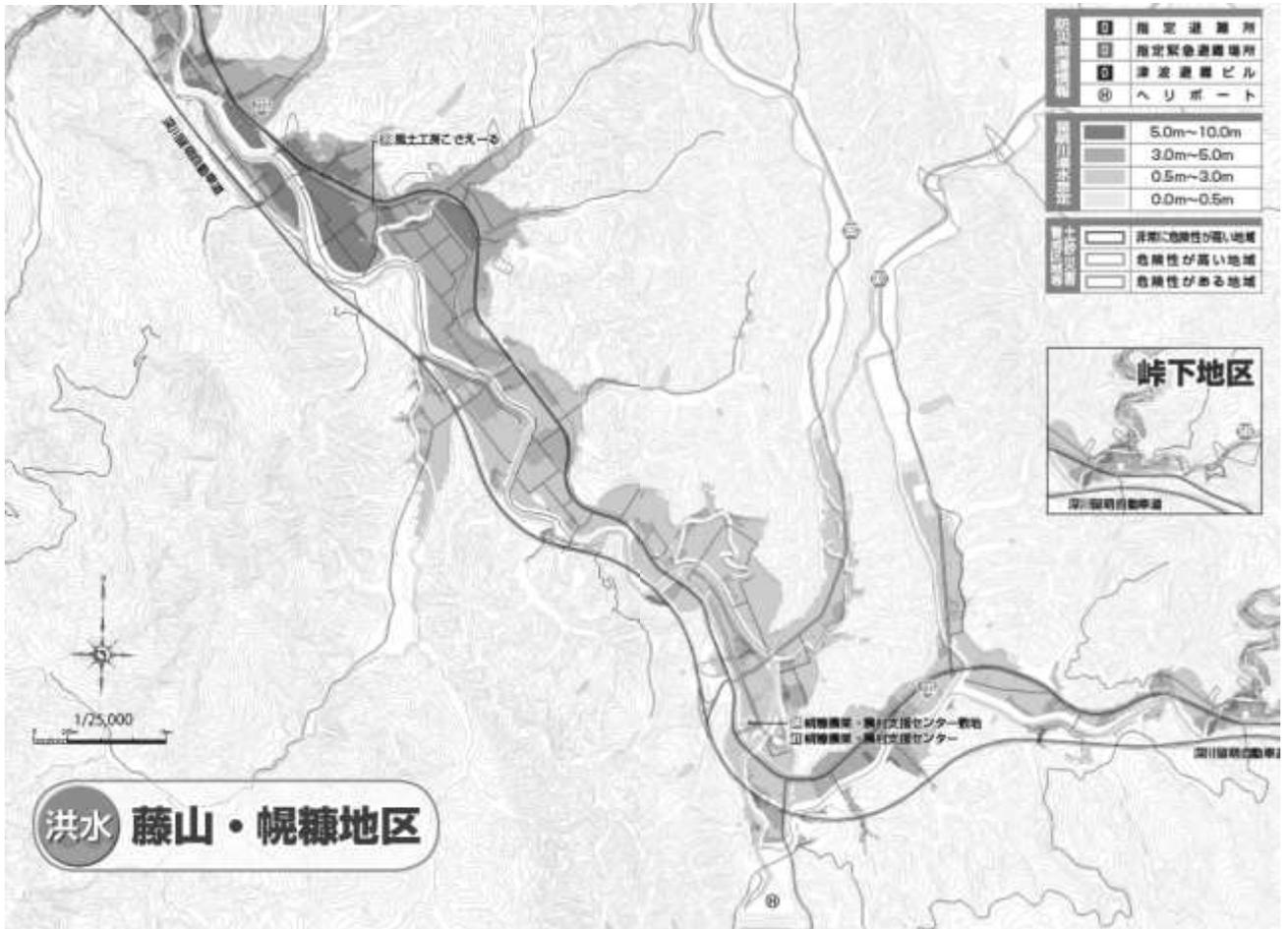
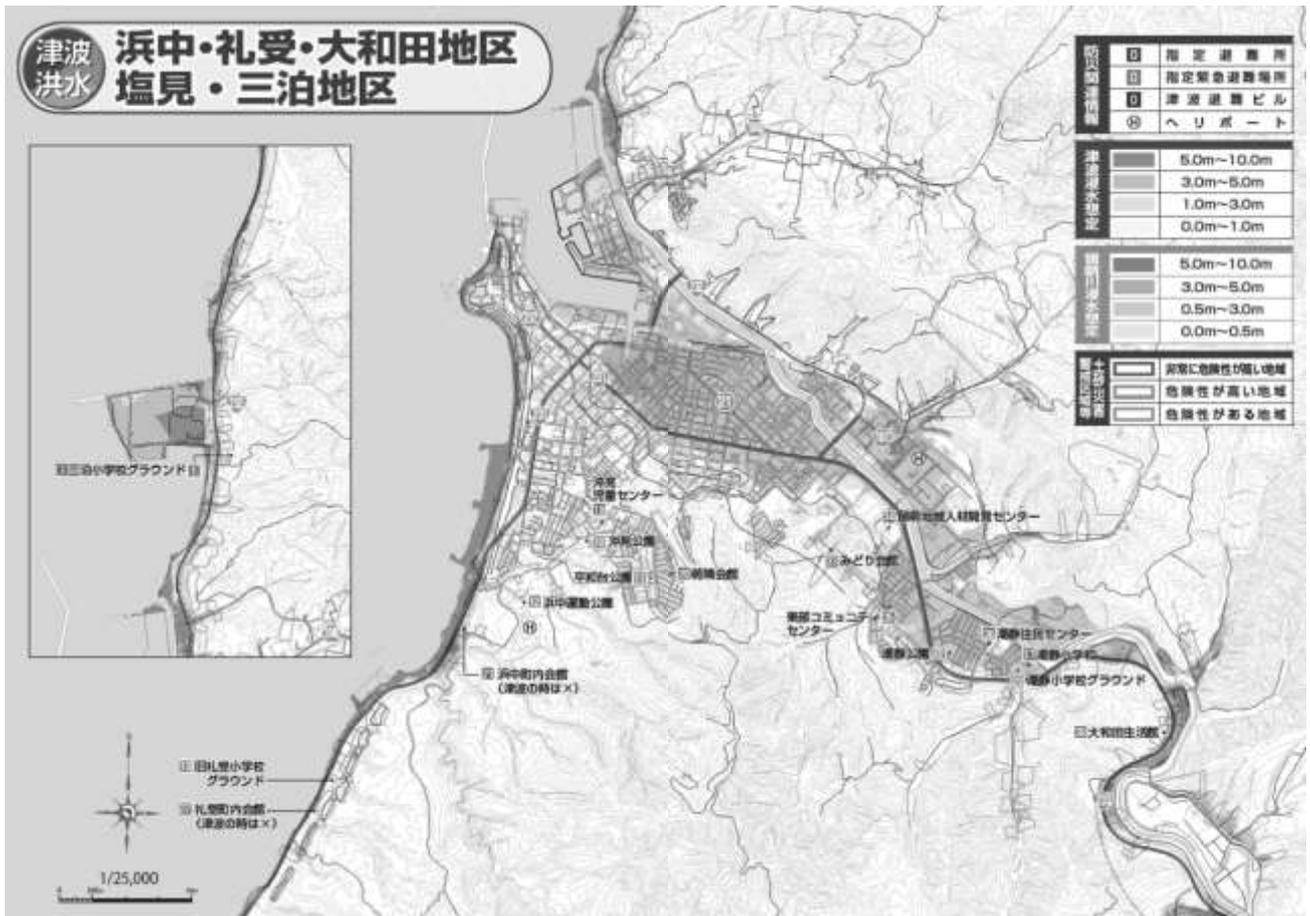
令和2年6月8日現在

No.	施設名	構造	利用 可能 面積 (㎡)	収容 人数 (人)	階 数	海抜 (m)	住所	建設 年月日
1	元町市営住宅 58-2-4	R C	20	20	4	4.0	元町5丁目	S58.11.15
2	元町市営住宅 59-2-4	R C	20	20	4	4.0	元町5丁目	S59.10.25
3	錦町公営住宅	S R C	480	480	10	2.6	錦町1丁目1	S62.8.10
4	末広町公営住宅ポプラA	R C	59	59	4	4.0	末広町1丁目9	H6.10.18
5	末広町公営住宅ポプラB	R C	59	59	4	4.0	末広町1丁目9	H7.9.10
6	公務員宿舎 501	R C	59	59	5	4.2	末広町1丁目8	H4.3.18
7	公務員宿舎 502	R C	59	59	5	4.2	末広町1丁目8	H8.7.4
8	公務員宿舎 503	R C	57	57	5	4.2	末広町1丁目8	H11.8.20
9	北海道留萌合同庁舎 (留萌振興局)	S	1,714	1,714	4	4.2	住之江町2丁目	H5.2.25
10	五十嵐町市営住宅リラA	S R C	944	944	10	3.8	五十嵐町1丁目1	H11.8.11
11	五十嵐町市営住宅リラB	S R C	520	520	7	3.8	五十嵐町1丁目1	H9.8.12
12	千鳥町市営住宅メイプル1	R C	355	355	6	9.5	千鳥町3丁目	H3.10.21
13	千鳥町市営住宅メイプル2	R C	103	103	4	9.5	千鳥町3丁目	H4.6.30
14	塩見市営住宅51-A	R C	22	22	3	10.9	塩見町135-32	S53.11.30
		収容人員 合計		4,471				

※S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート、R C : 鉄筋コンクリート、S : 鉄骨造

2 指定避難所・緊急指定避難場所等位置図





(4) 避難所設置及び収容状況集計表

避難所設置及び収容状況集計表

避難所名	種別	開設期間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品名	数量		
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
		月 日 ~ 月 日						
計	既存建物							
	野外仮設							

注1 「種別」は、既存建物、野外仮設別に記入すること。

注2 「実人員」は収容台帳の「収容人員」欄の最高値を、「延人員」は開設日ごとの合計値を記入すること。

注3 「物品使用状況」は、開設日ごとに使用した品名・数量を記入すること。

第4編 輸送関係

1 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

(平成8年4月1日)

改正 平成18年4月1日
平成19年6月1日
平成22年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

第4編 輸送関係

- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び保存)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

消防防災ヘリコプター使用申請書

第 年 月 日 号

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

申請者
(担当者 TEL 印)

北海道消防防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏名	男・女	年齢	備考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領

(平成8年7月1日)

改正 平成18年4月1日 平成19年6月1日
 平成22年4月1日 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

B 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

- ① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		Tel					
				Fax					
災害の状況・派遣理由	覚 知	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生日時	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)					
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車の手配状況					
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名)		(職・氏名)					
無線連絡方法				(周波数)		Hz			
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・措置状況									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

3 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(平成8年7月1日)

改正 平成18年4月1日
平成19年6月1日
平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道防災救急ヘリコプター運航要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係わる各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運行の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

なお、防災救急ヘリコプターが運航する場合にあっては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運行の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡

するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請日時	平成 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	FAX			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
3 受入病院名	電話				
所在地	FAX				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名	生年月日	年 月 日	歳		
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 年 日
経 過	血圧： mmHg		脈拍： 回/分		
	呼吸： 回/分		体温： ℃		
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 () (主な理由：)				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受け入れ病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	その他
医 師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ポンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上 (サイズ： × cm)
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H cm
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H cm
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他 ()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：				メモ

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

平成 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所
氏 名

印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

4 留萌市緊急搬送・防災ヘリコプター臨時着陸場運営確認事項

(H19.11.1現在)

(1) ヘリコプターの緊急運航の要請

市から道に対するヘリコプター要請については、基本的に「留萌消防組合」で行うものとする（事後に総務課へ要請書の写しを提出）。

(2) ヘリコプター場外離着陸場候補地と連絡体制

施設名	所在地	広さ(m)	連絡体制その他
浜中運動公園 (※優先ヘリポート)	浜中町	100×100	総務課危機対策係 56-5005 42-1801 (内線232・233) (防災携帯) 090-5220-8063 都市整備課管理係 42-2010 (内線411) 浜中運動公園管理事務所 42-8109 (4月～10月)
旧留萌高等学校	東雲町1丁目	100×80	
留萌ダムヘリポート	大字留萌村字 チバベリ	20×20	平日(昼間) 留萌開発事務所 42-3126 留萌ダム管理事務所 46-8111 夜間・休日 留萌開発事務所 総務課長携帯 090-8294-8160 留萌ダム 支所長携帯 090-3399-8199

※夜間休日等で浜中運動公園を使用する必要が生じ、消防組合と管理する所管との連絡が取れない、又は、緊急を要する場合においては、それぞれの施設の開放については、留萌市(教育委員会)から消防組合に委任することとする。

(3) 冬期間等におけるヘリポート

自衛隊留萌駐屯地	緑ヶ丘町1丁目	50×50	自衛隊留萌駐屯地 42-2655
----------	---------	-------	------------------

(4) ヘリコプター場外離着陸場の開設における対応

1. 施設開放の連絡を受けた施設の管理者は、ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講じるとともに、救急自動車等の通行路を確保する。

2. その他

離着陸場の運営(別紙ヘリポート作成要領)については、消防組合で対応する。

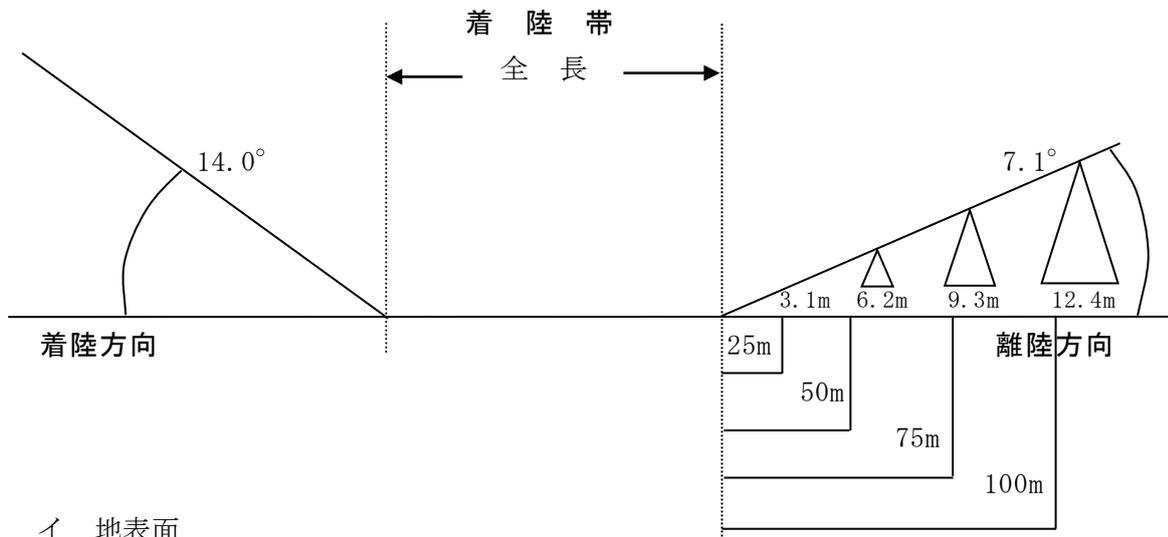
<別紙 ヘリポート作成要領>

(1) 着陸帯

ア 使用する航空機の全長に相当する方形の平坦な地積を満足させなければならない。

進入表面は着陸方向に対しては $1/4$ (14.0°) 以下、離陸方向に対しては $1/8$ (7.1°) 以下とし、転移表面は原則として $1/1$ (45°) 以下の勾配を有する表面とし、着陸帯から10メートルまでの範囲内に $1/2$ (26.6°) 勾配を有する表面上に出る高さの物件がないこと。

参考：距離と障害物の高さは次のとおり



イ 地表面

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グランド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないように処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

(2) 着陸点

着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。

(円の線の幅等は30cm)

(3) 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

ア 布製

イ 風速25m/秒程度に耐えられる強度

(4) 救急車等、車両の出入りの便のよい場所であること。

(5) 電話等、通信手段の利用が可能なこと。

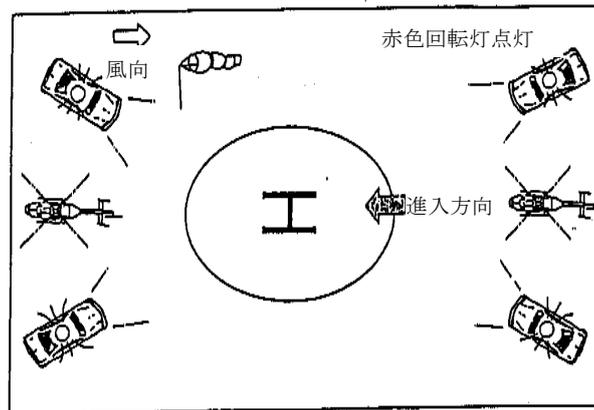
安全対策等

- ・離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認できる境界線を示す標識を設けること。
- ・離着陸場には、航空機に安全侵入方向を予知させるため、上空から機長が識別できるよう吹き流し又は発煙筒により風向を示しておくこと。
- ・離着陸場付近への立ち入り禁止の措置を講ずること。特に、付近に道路がある場合は、離着陸の際一時通行止めの措置をとること（必要なときは警備員を配置すること）。
- ・離着陸地帯（離着陸方向）近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- ・地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため、事前に十分な散水を行うこと。
- ・夜間使用する場合は、着陸地点に上空から識別容易な赤色回転灯などの灯火標識を行うこと。（消防車等の赤色回転灯の代替も可）

特に、密集地域においては、ヘリポートの場所が遠方から確認できるよう、近隣の支障のない建物の屋上等に他の照明と区分できる灯火標識を仮設できるようにすること。（予め、灯火標識の設置場所、内容等を通知するものとする。）

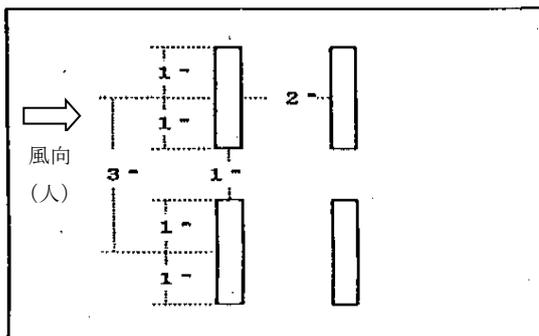
夜間照明施設により、離着陸地帯で人物が確認できる程度の照明を行うこと。また、照明施設を装備できず車両等で代替する場合は、上空から離着陸場の位置の目印となるよう消防車両等の赤色回転灯を点灯し、次の要領によること。

（車両による照明方法）

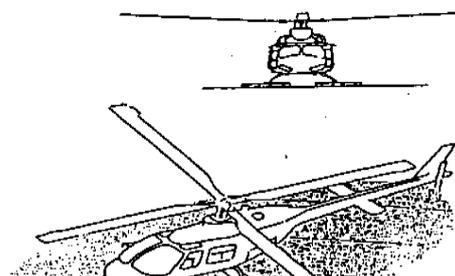


- ・冬期間活用する場合は、直径10m程度の範囲内で、雪が飛散しないよう除雪された状態若しくは踏み固められた状態とすること。
- ・冬期間、除雪するいとまがなく、かつ、積雪30cm以上の場合は、雪を踏み固めたうえで、角材を次の位置に設置すること。

（角材寸法：15cm×15cm×200cm）



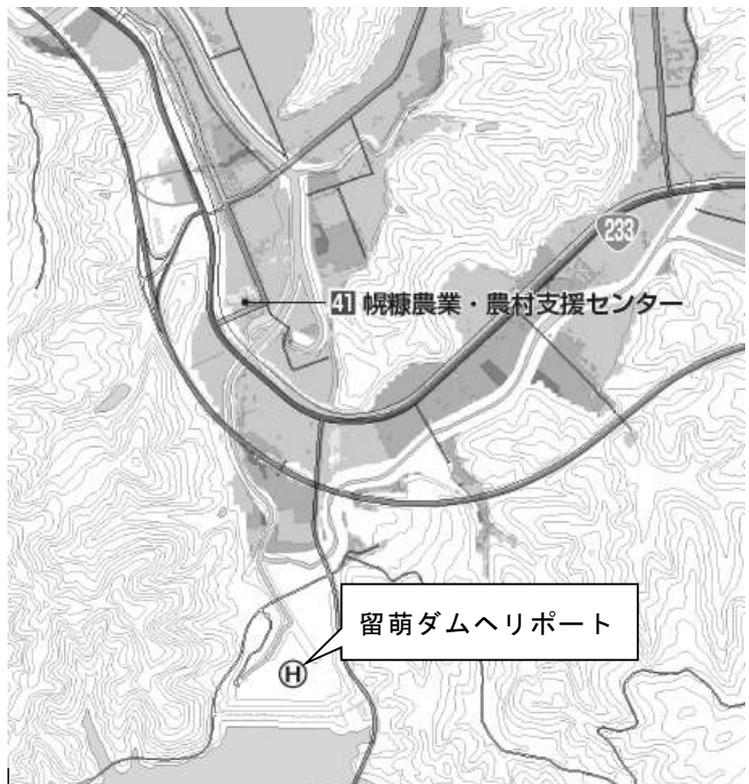
（角材の上にスキッド（足の部分）が乗るようになる。）



5 ヘリコプター離着陸場位置図



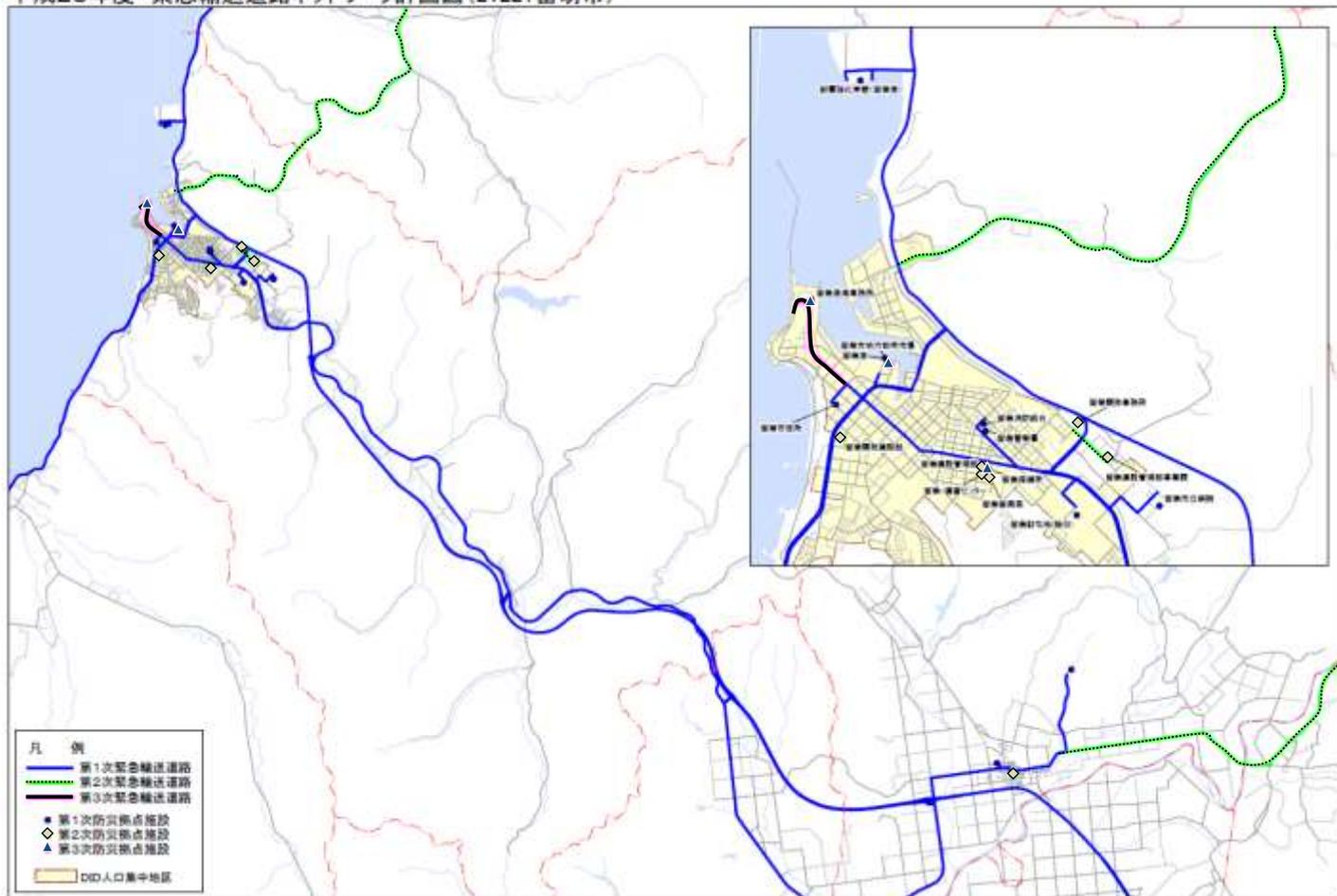
浜中運動公園
(優先ヘリポート)



留萌ダムヘリポート

6 緊急輸送道路・緊急交通路等

平成28年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(2122:留萌市)



緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧表

拠点種別	施設区分	施設名称	接続道路名称・代表幅員		接続すべきネットワーク機能区分		
					第1次	第2次	第3次
地方公共団体	各地域生活圏中心都市の市役所	留萌市役所	市町村道	市道留萌通り (w=5.5)	●		
地方公共団体	総合振興局・振興局、建設管理部	留萌振興局	国道	国道231号 (w=5.5)		●	
地方公共団体	総合振興局・振興局、建設管理部	留萌建設管理部	国道	国道231号 (w=5.5)		●	
地方公共団体	総合振興局・振興局、建設管理部	留萌建設管理部事業課	道道	道道神居岩総合公園線 (w=6.0)		●	
地方公共団体	保健所	留萌保健所	国道	国道231号 (w=5.5)			●
地方公共団体	警察署	留萌警察署	道道	道道留萌停車場線 (w=6.5)	●		
地方公共団体	消防署	留萌消防組合	市町村道	市道北4条通り (w=6.0)	●		
指定地方行政機関	開発建設部	留萌開発建設部	国道	国道231号 (w=5.5)		●	
指定地方行政機関	開発建設部	留萌開発事務所	市町村道	市道五十嵐通り (w=6.0)		●	
指定地方行政機関	その他庁舎	留萌港湾事務所	道道	道道留萌港線 (w=6.0)			●
自衛隊	自衛隊基地	留萌駐屯地(陸自)	市町村道	市道西5号通り (w=6.0)	●		
備蓄集積拠点	港湾、漁港	留萌港	市町村道	市道明元8号通り (w=4.0)	●		
備蓄集積拠点	港湾、漁港	耐震強化岸壁(留萌港)	港湾道	三泊地区臨港道路 (w=5.5)	●		
備蓄集積拠点	物流拠点(市場、トラックターミナル等)	留萌・備蓄センター	国道	国道231号 (w=5.5)		●	
備蓄集積拠点	物流拠点(市場、トラックターミナル等)	留萌市地方卸売市場	市町村道	市道明元8号通り (w=4.0)			●
災害医療拠点	総合病院等	留萌市立病院	市町村道	市道東雲11号通り (w=5.5)	●		

第5編 自衛隊関係

1 自衛隊派遣要請文の様式

留 総 総 第 号
平成 年 月 日

北 海 道 知 事 様

留 萌 市 長

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、別紙災害の状況及び派遣を要請する事由書により自衛隊の災害派遣を要請願います。

(総務部総務課危機対策係)

別紙 災害の状況及び派遣を要請する事由書

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

平成 年 月 日 時
～ 平成 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区 域（区域図を添付のこと）

活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

場 所（場所図を添付のこと）

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと。

2 自衛隊撤収要請文の様式

留 総 総 第 号
平成 年 月 日

北 海 道 知 事 様

留 萌 市 長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

このことについて、管下 〇〇〇 の災害派遣（ 〇〇〇 ）に伴う支援部隊は、所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〇時 〇分

(総務部総務課危機対策係)

第6編 危険区域その他

1 水防区域

①重要水防箇所一覧

留萌川（国土交通省管理）

No.	左右岸	地区名	流心距離※ (km)	延長(km)	災害要因	重要度	備 考
1	左岸	高 砂	1.9～2.7	0.61	堤防高	B	市街左岸築堤
2	左岸	高 砂	2.9～3.1	0.15	堤防高	B	市街左岸築堤
3	左岸	大和田	6.7～6.9	0.12	堤防高	B	市街地上流築堤
4	左岸	大和田	10.1～10.9	0.72	堤防高	A	大和田築堤
5	左岸	藤 山	11.50～12.5	0.96	堤防高	A	藤山左岸築堤
6	左岸	幌 糠	17.5～18.3	0.78	堤防高	A	樽真布築堤
7	左岸	幌 糠	18.3～18.5	0.16	堤防高	B	樽真布築堤
8	左岸	幌 糠	18.5～19.1	0.57	堤防高	A	樽真布築堤
9	左岸	幌 糠	19.1～19.3	0.16	堤防高	B	樽真布築堤
10	左岸	幌 糠	19.3～19.7	0.32	堤防高	A	樽真布築堤
11	左岸	幌 糠	19.7～19.9	0.11	堤防高	B	樽真布築堤
12	左岸	幌 糠	19.9～20.1	0.22	堤防高	A	樽真布築堤
13	左岸	西 幌	21.7～22.3	0.56	堤防高	A	樽真布築堤
14	左岸	峠 下	24.9～25.2	0.33	堤防高	A	峠下築堤
15	右岸	堀 川	2.1～2.7	0.57	堤防高	B	川北右岸築堤
16	右岸	堀 川	2.7～4.3	1.31	堤防高	B	川北左岸築堤
17	右岸	大和田	7.9～8.1	0.19	堤防高	B	大和田築堤
18	右岸	大和田	9.3～9.5	0.12	堤防高	B	大和田築堤
19	右岸	藤 山	10.3～14.7	4.17	堤防高	A	藤山右岸築堤
20	右岸	藤 山	14.7～17.9	3.06	堤防高	A	藤山上流築堤
21	右岸	藤 山	17.9～19.7	1.76	堤防高	A	幌糠築堤
22	右岸	南幌西幌	19.7～20.9	1.42	堤防高	A	樽真布築堤
23	右岸	南幌西幌	20.9～22.9	1.92	堤防高	B	樽真布築堤
24	右岸	峠 下	24.3～24.5	0.08	堤防高	B	峠下築堤
25	右岸	峠 下	24.5～24.7	0.22	堤防高	A	峠下築堤
26	左岸	藤 山	10.1～10.9	0.72	堤防断面	A	大和田築堤
27	左岸	藤 山	11.5～11.7	0.13	堤防断面	B	藤山左岸築堤
28	左岸	幌 糠	17.5～18.1	0.62	堤防断面	A	幌糠築堤
29	左岸	幌 糠	19.5～19.7	0.18	堤防断面	A	幌糠築堤
30	左岸	幌 糠	19.7～19.9	0.11	堤防断面	B	樽真布築堤
31	左岸	西 幌	21.7～22.3	0.56	堤防断面	A	樽真布築堤
32	左岸	峠 下	24.9～25.2	0.33	堤防断面	B	峠下築堤
33	右岸	藤 山	14.7～17.9	2.97	堤防断面	A	藤山上流築堤

第6編 危険区域その他

No.	左右岸	地区名	流心距離※ (km)	延長(km)	災害要因	重要度	備 考
34	右岸	藤 山	17.9~19.7	1.76	堤防断面	A	幌糠築堤
35	右岸	南幌西幌	19.7~20.7	0.97	堤防断面	A	樽真布築堤
36	右岸	峠 下	24.3~24.7	0.30	堤防断面	B	峠下築堤
37	右岸	堀 川	2.60~2.65	0.03	漏 水	B	川北右岸築堤
38	左右	元 町	0.16	—	工作物	B	留萌橋
39	左右	堀 川	2.02	—	工作物	B	第9留萌川橋梁
40	左右	堀 川	2.47	—	工作物	B	大通橋
41	左右	堀 川	2.85	—	工作物	B	栄萌橋
42	左右	東 雲	3.55	—	工作物	B	南9条橋
43	左右	東 雲	4.25	—	工作物	B	東橋
44	左右	潮 静	5.02	—	工作物	B	大和田橋
45	左右	大和田	7.02	—	工作物	B	ユードロ橋
46	左右	大和田	7.89	—	工作物	B	塩州橋
47	左右	大和田	10.48	—	工作物	A	第6留萌川橋梁
48	左右	藤 山	12.06	—	工作物	A	16線橋
49	左右	藤 山	14.79	—	工作物	A	桜橋
50	左右	藤 山	16.66	—	工作物	B	真栄橋
51	左右	幌 糠	17.82	—	工作物	B	御料橋
52	左右	幌 糠	17.84	—	工作物	B	第5留萌川橋梁
53	左右	幌 糠	18.02	—	工作物	A	新水橋
54	左右	幌 糠	18.92	—	工作物	A	幌糠大橋
55	左右	幌 糠	19.51	—	工作物	B	明治橋
56	左右	幌 糠	19.75	—	工作物	B	幌糠橋
57	左右	幌 糠	21.18	—	工作物	B	南幌橋
58	左右	東 幌	21.82	—	工作物	B	西幌橋
59	左右	峠 下	24.82	—	工作物	B	橋橋
60	左右	峠 下	24.83	—	工作物	B	第3留萌川橋梁
61	左岸	高 砂	2.15~2.25	0.09	旧川跡	要注意	市街左岸築堤
62	左岸	高 砂	2.45~2.50	0.02	旧川跡	要注意	市街左岸築堤
63	左岸	高 砂	2.55~2.60	0.03	旧川跡	要注意	市街左岸築堤
64	左岸	藤 山	10.05~10.10	0.03	旧川跡	要注意	大和田築堤
65	左岸	藤 山	10.15~10.20	0.03	旧川跡	要注意	大和田築堤
66	左岸	藤 山	10.35~10.40	0.02	旧川跡	要注意	大和田築堤
67	左岸	藤 山	10.40~10.45	0.03	旧川跡	要注意	大和田築堤
68	左岸	藤 山	10.45~10.50	0.05	旧川跡	要注意	大和田築堤
69	左岸	藤 山	11.85~11.90	0.02	旧川跡	要注意	藤山左岸築堤
70	左岸	藤 山	11.95~12.00	0.03	旧川跡	要注意	藤山左岸築堤
71	左岸	藤 山	12.05~12.20	0.13	旧川跡	要注意	藤山左岸築堤
72	左岸	藤 山	12.20~12.25	0.02	旧川跡	要注意	藤山左岸築堤

No.	左右岸	地区名	流心距離※ (km)	延長(km)	災害要因	重要度	備 考
73	左岸	幌 糠	17.50~17.60	0.04	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
74	左岸	幌 糠	17.80~17.85	0.03	旧川跡	要注意	幌糠築堤
75	左岸	幌 糠	18.10~18.25	0.12	旧川跡	要注意	幌糠築堤
76	左岸	幌 糠	18.70~18.75	0.05	旧川跡	要注意	幌糠築堤
77	左岸	幌 糠	18.80~18.85	0.02	旧川跡	要注意	幌糠築堤
78	左岸	幌 糠	18.85~18.90	0.03	旧川跡	要注意	幌糠築堤
79	左岸	幌 糠	19.70~19.75	0.02	旧川跡	要注意	樽真布築堤
80	左岸	幌 糠	19.80~19.85	0.01	旧川跡	要注意	樽真布築堤
81	左岸	幌 糠	20.20~20.25	0.05	旧川跡	要注意	樽真布築堤
82	左岸	幌 糠	20.45~20.50	0.02	旧川跡	要注意	樽真布築堤
83	右岸	堀 川	2.60~2.65	0.03	旧川跡	要注意	川北右岸築堤
84	右岸	堀 川	2.70~2.75	0.03	旧川跡	要注意	川北右岸築堤
85	右岸	堀 川	2.80~2.85	0.03	旧川跡	要注意	川北右岸築堤
86	右岸	堀 川	2.90~2.95	0.05	旧川跡	要注意	川北右岸築堤
87	右岸	大和田	8.85~8.90	0.03	旧川跡	要注意	大和田築堤
88	右岸	大和田	9.00~9.10	0.09	旧川跡	要注意	大和田築堤
89	右岸	大和田	9.15~9.20	0.03	旧川跡	要注意	大和田築堤
90	右岸	大和田	9.45~9.50	0.03	旧川跡	要注意	大和田築堤
91	右岸	大和田	9.80~9.85	0.02	旧川跡	要注意	大和田築堤
92	右岸	藤 山	10.50~10.55	0.05	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
93	右岸	藤 山	10.65~10.75	0.10	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
94	右岸	藤 山	11.30~11.35	0.03	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
95	右岸	藤 山	11.40~11.60	0.17	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
96	右岸	藤 山	12.70~12.80	0.10	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
97	右岸	藤 山	13.30~13.35	0.02	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
98	右岸	藤 山	13.55~13.60	0.04	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
99	右岸	藤 山	13.80~13.90	0.04	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
100	右岸	藤 山	14.05~14.10	0.03	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
101	右岸	藤 山	14.30~14.35	0.04	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
102	右岸	藤 山	14.45~14.55	0.09	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
103	右岸	藤 山	14.60~14.65	0.03	旧川跡	要注意	藤山右岸築堤
104	右岸	藤 山	14.75~14.80	0.03	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
105	右岸	藤 山	15.60~15.65	0.05	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
106	右岸	藤 山	15.70~15.75	0.01	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
107	右岸	藤 山	16.10~16.15	0.01	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
108	右岸	藤 山	16.20~16.25	0.01	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
109	右岸	藤 山	16.50~16.65	0.10	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
110	右岸	藤 山	17.25~17.30	0.04	旧川跡	要注意	藤山上流築堤
111	右岸	藤 山	17.35~17.40	0.05	旧川跡	要注意	藤山上流築堤

No.	左右岸	地区名	流心距離※ (km)	延長(km)	災害要因	重要度	備 考
112	右岸	藤 山	17.80～17.85	0.01	旧川跡	要注意	幌糠築堤
113	右岸	藤 山	18.15～18.20	0.07	旧川跡	要注意	幌糠築堤
114	右岸	藤 山	18.35～18.45	0.08	旧川跡	要注意	幌糠築堤
115	右岸	藤 山	18.55～18.65	0.06	旧川跡	要注意	幌糠築堤
116	右岸	幌 糠	19.20～19.25	0.03	旧川跡	要注意	幌糠築堤
117	右岸	幌 糠	19.30～19.35	0.03	旧川跡	要注意	幌糠築堤
118	右岸	南幌西幌	19.55～19.60	0.03	旧川跡	要注意	幌糠築堤
119	右岸	南幌西幌	19.65～19.70	0.02	旧川跡	要注意	幌糠築堤
120	右岸	南幌西幌	21.10～21.25	0.02	旧川跡	要注意	樽真布築堤
121	右岸	南幌西幌	21.25～21.30	0.03	旧川跡	要注意	樽真布築堤
122	右岸	南幌西幌	21.80～21.85	0.06	旧川跡	要注意	樽真布築堤
123	右岸	南幌西幌	21.85～21.95	0.08	旧川跡	要注意	樽真布築堤
124	右岸	東 幌	22.25～23.30	0.03	旧川跡	要注意	樽真布築堤
125	右岸	東 幌	22.35～22.40	0.03	旧川跡	要注意	樽真布築堤
126	右岸	東 幌	22.70～22.75	0.04	旧川跡	要注意	峠下築堤
127	右岸	東 幌	22.80～22.85	0.03	旧川跡	要注意	峠下築堤
128	右岸	東 幌	23.10～23.15	0.02	旧川跡	要注意	峠下築堤

※流心距離：河口または合流点から上流に向かい、その区域までの距離を表す。

②注意監視を要する河川

大雨や長時間降雨時等において、低地の浸水や農地の浸水などの注意監視を要する河川については、留萌川水系（北海道管理）、普通河川（留萌市管理）に示す。

■留萌川水系河川（北海道管理）

No.	河川名	延長(km)	No.	河川名	延長(km)
1	留萌川	3.7	6	15線川	2.0
2	マサリベツ川	1.3	7	桜庭川	2.5
3	高砂川	0.2	8	タルマップ川	11.0
4	バンゴベ川	1.6	9	中幌糠川	1.5
5	12線川	3.5			

■普通河川（留萌市管理）

No.	河川名	延長(km)	No.	河川名	延長(km)
1	アイトシナイ川	3.5	24	チバベル右川	3.5
2	8線沢川	4.8	25	チバベリ右奥の沢川	0.3
3	ユードロ川	3.9	26	チバベリ左川	2.9
4	水車の沢川	3.6	27	三浦の沢川	1.0
5	ポンルルモッペ川	14.3	28	阿部の沢川	1.6
6	マサリベツ川	3.2	29	向江の沢川	1.8
7	高砂川	0.3	30	第2浮田の沢川	1.6
8	バンゴベ川	3.4	31	東幌糠川	2.1

No.	河川名	延長(km)	No.	河川名	延長(km)
9	温泉沢川	0.5	32	田村川	3.1
10	林の川	5.4	33	七号ノ沢川	2.1
11	タルマップ川	7.2	34	第一浮田の沢川	1.7
12	中幌糠川	18.2	35	八号ノ沢川	2.0
13	カモイワ川	2.9	36	九号ノ沢川	6.2
14	小室の沢川	2.8	37	ツネカムリ川	2.5
15	留萌川	8.5	38	トヨタシナイ川	2.3
16	ミヤトウノ沢川	2.9	39	三泊二股川	0.8
17	1 2 線沢川	4.1	40	オタルマセタベツ川	2.2
18	1 5 線沢川	4.8	41	シキモトマリ川	0.9
19	1 6 線沢川	3.2	42	アツプシラリ川	4.0
20	鷺田川	2.5	43	セタベツ川	5.9
21	桜庭川	6.3	44	モタセツ川	2.1
22	豊別川	5.8	45	アツカルウシナイ川	2.5
23	チバベリ川	2.9			

2 高波・高潮・津波等危険区域

No.	危険区域の現況						予想される被害	備考	
	海岸名	海岸線延長(m)	危険区域延長(m)	うち海岸保全区域指定済延長(m)	うち海岸保全施設延長(m)	災害の要因			
1	留萌海岸	礼受	1,587	1,587	1,587	452	高波・津波、高潮	住家、道路、護岸	
2		浜中	808	808	808	771	同上	住家、便益施設、駐車場、道路、護岸	
3		沖見	1,036	1,036	1,036	1,036	〃	住家、便益施設、駐車場、道路、護岸	
4		瀬越	1,051	1,051	1,051	1,051	〃	住家、道路、護岸	
5		大町	1,139	1,139	580	580	〃	住家、便益施設、駐車場、道路、護岸	
6		三泊	1,073	1,073	1,073	280	〃	住家、道路、護岸	三泊漁港含む
1	留萌港	留萌港地区	9,892	9,892	2,108	2,108	〃	保全施設、港湾施設、臨港道路	港湾区域内の保全区域(三泊、塩見地区2,108m)

3 市街地における低地帯の浸水予想区域

平成29年4月1日現在

No.	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
2	市街地	開運町外9町	141.9	留萌川溢水	1,564	小学校 駅 会館 消防ほか	国道 道道 市道								国	工事実施中
3	堀川町	堀川町1丁目 2丁目	14.8	留萌川溢水	156	会館	市道								国	工事実施中
4	東雲町	東雲町1丁目 2丁目	65.0	留萌川溢水	179	土木現業事務所 高校	市道								国	工事実施中
29	大和田	川沿2号通り	3.1	留萌川溢水	40	郵便局	市道								国・市	
30	幌糠	幌糠市街地	4.5	留萌川溢水	65	小中学校 コミュニティーセンター 郵便局	市道								国・市	工事実施中

4 土砂災害危険区域

(1) 急傾斜地の崩壊

平成30年3月9日現在

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
留萌市三泊町	留萌三泊町7	I-5-68-2285	平成19年3月20日	○	-	
留萌市峠下	留萌峠下4	II-5-18-1599	平成19年3月20日	○	○	
留萌市堀川町3丁目	留萌堀川3丁目1	I-5-58-2275	平成20年3月28日	○	○	
留萌市南町4丁目	留萌南町4丁目1	I-5-33-2250	平成24年6月19日	○	○	
留萌市南町4丁目	留萌南町4丁目2	I-5-34-2251	平成24年6月19日	○	○	
留萌市南町4丁目	留萌南町4丁目3	I-5-35-2252	平成24年6月19日	○	○	
留萌市南町4丁目	留萌南町4丁目4	I-5-36-2253	平成24年6月19日	○	○	
留萌市南町4丁目	留萌南町4丁目5	I-5-37-2254	平成24年6月19日	○	○	
留萌市千鳥町4丁目	留萌千鳥町4丁目3	I-5-47-2264	平成24年6月19日	○	○	
留萌市泉町1丁目	留萌泉町1丁目3	I-5-53-2270	平成24年6月19日	○	○	
留萌市南町2丁目	留萌南町2丁目1	I-5-38-2255	平成25年2月22日	○	○	
留萌市泉町2丁目	留萌泉町2丁目	I-5-50-2267	平成25年2月22日	○	○	
留萌市港町2丁目	留萌港町2丁目	I-5-59-2276	平成25年2月22日	○	○	
留萌市瀬越町	留萌瀬越・大町	I-5-60-2277	平成25年2月22日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町2	I-5-28-2245	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町5	I-5-29-2246	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町6	I-5-30-2247	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町7	I-5-31-2248	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町9	I-5-32-2249	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町1	II-5-26-1607	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町3	II-5-27-1608	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町4	II-5-28-1609	平成27年12月15日	○	○	
留萌市礼受町	留萌礼受町8	II-5-29-1610	平成27年12月15日	○	○	
留萌市春日町1丁目	留萌春日町1丁目2	I-5-61-2278	平成29年2月7日	○	○	

第6編 危険区域その他

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
留萌市春日町1丁目	留萌春日町1丁目6	I-5-63-2280	平成29年2月7日	○	○	
留萌市春日町1丁目	留萌春日町1丁目1	II-5-52-1633	平成29年2月7日	○	○	
留萌市春日町1丁目	留萌春日町1丁目5	II-5-53-1634	平成29年2月7日	○	○	
留萌市春日町3丁目	留萌春日町3丁目	II-5-54-1635	平成29年2月7日	○	○	
留萌市大町2・3丁目	留萌大町3丁目	I-5-120-3112	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大町1・2丁目	留萌大町1丁目1	I-5-121-3113	平成30年3月9日	○	○	
留萌市見晴町1・2丁目	留萌見晴町2丁目1	I-5-44-2261	平成30年3月9日	○	○	
留萌市沖見町4丁目	留萌沖見町4丁目	I-5-45-2262	平成30年3月9日	○	○	
留萌市沖見町4丁目	留萌沖見	I-5-46-2263	平成30年3月9日	○	○	
留萌市泉町1丁目、見晴町2・3丁目	留萌泉町1丁目2	I-5-52-2269	平成30年3月9日	○	○	
留萌市寿町2・3丁目、瀬越町	留萌寿町3丁目	I-5-54-2271	平成30年3月9日	○	○	
留萌市宮園町2丁目	留萌宮園町3丁目	I-5-55-2272	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大字留萌村字カモイワ	留萌春日町1丁目4	I-5-62-2279	平成30年3月9日	○	○	
留萌市春日町1・2丁目、塩見町	留萌春日町	I-5-64-2281	平成30年3月9日	○	○	
留萌市塩見町	留萌塩見町4	I-5-65-2282	平成30年3月9日	○	○	
留萌市塩見町	留萌塩見町5	I-5-66-2283	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町1	I-5-67-2284	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町9	I-5-69-2286	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町12	I-5-70-2287	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大町1丁目	留萌大町1丁目3	II-5-145-2385	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大町1丁目	留萌大町1丁目4	II-5-146-2386	平成30年3月9日	○	○	
留萌市浜中町	留萌浜中町1	II-5-35-1616	平成30年3月9日	○	○	
留萌市浜中町	留萌浜中町3	II-5-36-1617	平成30年3月9日	○	○	
留萌市見晴町2丁目	留萌見晴町2丁目2	II-5-37-1618	平成30年3月9日	○	○	
留萌市寿町2丁目、瀬越町	留萌寿町2丁目	II-5-45-1626	平成30年3月9日	○	○	

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
留萌市堀川町3丁目、大字留萌村字カモイワ	留萌堀川町3丁目2	II-5-50-1631	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大町2丁目	留萌大町2丁目	II-5-51-1632	平成30年3月9日	○	○	
留萌市春日町1丁目	留萌春日町1丁目7	II-5-55-1636	平成30年3月9日	○	○	
留萌市塩見町	留萌塩見町1	II-5-56-1637	平成30年3月9日	○	○	
留萌市塩見町、大字留萌村字ヲムロ	留萌塩見町2	II-5-57-1638	平成30年3月9日	○	○	
留萌市塩見町、大字留萌村字ヲムロ	留萌塩見町3	II-5-58-1639	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町2	II-5-59-1640	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町4	II-5-60-1641	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町5	II-5-61-1642	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町6	II-5-62-1643	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町10	II-5-63-1644	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大町1丁目	留萌大町1丁目2	III-5-15-589	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大字留萌村字カモイワ	留萌春日町1丁目3	III-5-16-590	平成30年3月9日	○	○	
留萌市春日町1丁目、塩見町	留萌春日町1丁目8	III-5-17-591	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町3	III-5-18-592	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町8	III-5-19-593	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町11	III-5-20-594	平成30年3月9日	○	○	
留萌市三泊町	留萌三泊町13	III-5-21-595	平成30年3月9日	○	○	

(2) 地すべり

平成30年3月9日現在

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
留萌市塩見町	塩見	5-68-475	平成30年3月9日	○	—	

(3) 土石流

平成30年3月9日現在

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
留萌市三泊町	三泊二股川	I-51-0520	平成19年10月23日	○	—	
留萌市東雲町	カモイワ3の沢川	III-51-012	平成25年2月22日	○	○	
留萌市大字留萌村字カモイワ	温泉沢川	I-51-0430	平成25年12月6日	○	○	
留萌市大和田	ユードロ沢川	I-51-0410	平成25年12月10日	○	○	
留萌市礼受町	礼受2号沢川	II-51-0190	平成27年12月15日	○	—	
留萌市礼受町	礼受1号沢川	II-51-0200	平成27年12月15日	○	—	
留萌市礼受町	浜中1の沢川	II-51-0220	平成27年12月15日	○	○	
留萌市春日町1丁目	団地の沢右股	I-51-0470	平成29年2月7日	○	—	
留萌市春日町1丁目	団地の沢左股	I-51-0480	平成29年2月7日	○	—	
留萌市三泊町	泊川2号沢川	I-51-0530	平成30年3月9日	○	—	
留萌市春日町2丁目、塩見町	工場裏の沢川	II-51-0490	平成30年3月9日	○	○	
留萌市塩見町、三泊町	塩見の沢川	II-51-0500	平成30年3月9日	○	—	
留萌市三泊町	三泊沢川	II-51-0510	平成30年3月9日	○	—	
留萌市三泊町	竹谷の沢右支川	II-51-0540	平成30年3月9日	○	—	
留萌市大字留萌村字カモイワ	資材置場1の沢川	III-51-014	平成30年3月9日	○	○	
留萌市大字留萌村字カモイワ	資材置場2の沢川	III-51-015	平成30年3月9日	○	—	
留萌市大字留萌村字カモイワ	春日の沢川	III-51-016	平成30年3月9日	○	—	
留萌市春日町2丁目	ヲムロの沢川	III-51-017	平成30年3月9日	○	○	

5 なだれ危険区域

平成30年3月9日現在

No.	危険区域の現況			予想される被害				整備計画	
	区域名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他(ha)	実施機関	概要
1	春日町	塚団地 ~ 市住裏	3	129				道(建設部)	実施中
2	礼受町	礼受駅裏	0.4	4	1		JR 140m	道(建設部)	計画検討中
3	沖見町	旧南組裏	0.9			国道 70m		道(建設部)	概成
4	瀬越町	瀬越	1.8	12				道(建設部)	実施中
5	大町	大町2丁目~3丁目	0.3	10	1	市道 150m		道(建設部)	概成
6	見晴町	日東団地4・5丁目	3.4	27		市道 700m		道(建設部)	計画検討中
7	南町	市道南町19号通	0.4	10		市道 80m		道(建設部)	
8	大和田町	旭川レミコン向い	2.6	8		国道 210m		道(建設部)	概成
9	春日町	土門の沢	1.4	50		市道 110m		道(建設部)	
10	塩見町	市住~矢倉宅	2.2	35		国道 400m		道(建設部)	概成
11	南町	南町2丁目	1.3	34		市道 220m		道(建設部)	
12	南町	南町4丁目	4.5	64		市道 700m		道(建設部)	一部概成
13	瀬越町	旧市立病院下	0.5	8			JR 130m	道(建設部)	
14	沖見町	沖見町2丁目	0.5	5		市道 120m	JR 90m	道(建設部)	

6 危険物等施設の設置場所

【事業所屋外タンク貯蔵所】

平成29年4月1日現在

事業所名	施設の所在地	電話	FAX
JXTGエネルギー(株) 留萌油槽所	塩見町3690	42-3658	
伊藤忠エネクス(株) 留萌アスファルト基地	元町3丁目	42-4216	
三協石油	元町3丁目	42-0542	
井原水産(株)	船場町1丁目	43-0001	
浜本水産(株)	沖見町3丁目	42-3737	43-3733
北建舗道(株) アスファルトプラント	春日町2丁目	42-5902	
陸上自衛隊留萌駐屯地	緑ヶ丘町1丁目	42-2655	
留萌市役所	幸町1丁目	42-1801	43-8778

【主要ガソリンスタンド】

平成29年4月1日現在

事業所名	住所	電話	FAX
澤井石油商事(株) 花園給油所	花園町4丁目	42-3410	
澤井石油商事(株) 留萌給油所	開運町1丁目	42-0524	
三協石油(株) 花園給油所	花園町2丁目	42-4658	
丸菱石油(株) 留萌給油所	旭町3丁目	42-4422	42-4425
なかせき商事(株) 留萌南給油所	南町4丁目	43-3700	43-3701
堀口運輸(株)給油所 リード石油	末広町1丁目	49-1313	
南るもい農業協同組合 ホクレン留萌給油所	高砂町3丁目	43-3833	
株式会社オカモト	潮静2丁目	49-5255	
モダ石油	元川町2丁目	42-8521	
◎ 日商プロパン石油(株)留萌支店	潮静2丁目	42-0023	42-0119
◎ 北海道エナジテック(株) 留萌営業所	栄町1丁目	42-0407	42-0683
◎ 旭川石炭燃油(株) 留萌支店	栄町1丁目	42-0357	42-0772
◎ 第一興産(株) 留萌支店	栄町1丁目	42-0578	42-2772
◎ 北海道日通プロパン販売(株) 留萌営業所	五十嵐町3丁目	42-0983	
◎ 三協石油(株) 三協石油配送センター	栄町2丁目	42-0542	
◎ J A O C留萌 ホクレン農業協同組合連合会	末広町3丁目	42-1470	

◎印は、灯油と重油のみの販売なので給油所はない。

7 災害想定区域内における避難の確保等が必要な施設

【医療機関】

平成29年4月1日現在

No.	病（医）院名	所在地	電話	津波	洪水	土砂災害
1	荻野病院	留萌市大町3丁目	42-1406	—	—	○
2	わたなべクリニック	留萌市開運町2丁目	42-4411	○	○	—
3	わたべ整形外科医院	留萌市栄町3丁目	42-5011	○	○	—
4	留萌記念病院	留萌市開運町1丁目	42-0271	○	○	—
5	銭丸眼科	留萌市栄町2丁目	43-2100	○	○	—
6	富山整形外科	留萌市末広町1丁目	42-2030	○	○	—
7	留萌セントラルクリニック	留萌市栄町1丁目	43-9500	○	○	—
8	たけうち内科循環器内科医院	留萌市高砂町3丁目	42-8820	○	○	—
9	西原賢・泌尿器科クリニック	留萌市花園町1丁目	56-1678	○	○	—
10	オロロンライン眼科	留萌市五十嵐町3丁目	42-0650	—	○	—

【市内学校等】

平成29年4月1日現在

No.	学校名	所在地	電話	津波	洪水	土砂災害
1	港北小学校	留萌市元町2丁目82番地	42-0335	○	—	—
2	緑丘小学校	留萌市千鳥町3丁目22番地	42-1294	—	—	○
3	かもめ幼稚園	留萌市開運町2丁目	42-1324	○	○	—
4	みどり保育園	留萌市高砂町3丁目	42-7226	—	○	—

【社会福祉施設等】

平成29年4月1日現在

No.	施設の名称	所在地	電話	津波	洪水	土砂災害
1	介護老人保健施設 サンライズ留萌	東雲町2丁目	43-1195	—	○	—
2	介護老人保健施設 季実の杜	開運町1丁目5番1号	43-4400	○	○	—
3	介護付有料老人ホーム 七福神毘沙門館	潮静3丁目127番地	42-7757	—	○	—
4	住宅型有料老人ホーム フルールハピネスるもい	開運町1丁目2番1号	49-2258	○	○	—
5	住宅型有料老人ホーム 季実の杜	開運町2丁目4番28号	43-7070	○	○	—
6	住宅型有料老人ホーム あや	東雲町2丁目62番地	49-0088	—	○	—
7	サービス付き高齢者向け住宅 ひかり	栄町1丁目5番33号	43-5600	○	○	—
8	グループホーム 萌	開運町1丁目2番10号	49-2258	○	○	—
9	グループホーム もえーる	栄町1丁目1番1号	49-5221	○	○	—

第6編 危険区域その他

No.	施設の名称	所在地	電話	津波	洪水	土砂災害
10	グループホーム めくもりの家	開運町3丁目8番3号	42-5477	○	○	—
11	グループホーム ノエル	栄町1丁目5番26号	43-9577	○	○	—
12	グループホーム ウイシュの里	見晴町2丁目18番地	43-3102	—	—	○
13	共生型グループホーム えがお末広	末広町3丁目34番地	56-1515	—	○	—
14	認知症対応型有料老人ホーム ウイシュの家	見晴町2丁目18番1号	43-5553	—	—	○
15	認知症対応型通所介護デイサービスセン ター萌	開運町1丁目2番1号	49-2258	○	○	—
16	認知症対応型通所介護デイサービスセン ターノエル	栄町1丁目5番26号	43-9577	○	○	—
17	デイサービス はーとふる	五十嵐町1丁目1番10号	49-5022	—	○	—
18	デイサービスセンター もえーる	栄町1丁目1番1号	49-5221	○	○	—
19	デイサービス めくもりの家	開運町3丁目8番3号	42-5477	○	○	—
20	デイサービスセンター de 愛	栄町3丁目1番28号	43-6720	○	○	—
21	デイサービスセンター ファミリー	栄町1丁目5番6号	43-3800	○	○	—
22	通所リハビリテーション 留萌セントラルクリニック	栄町1丁目5番26号	43-9555	○	○	—
23	住宅型有料老人ホーム 東西館	元川町2丁目68番地の6	43-4334	—	○	—
24	グループホーム もみの木	栄町1丁目5番27号	56-4660	○	○	—
25	サポートセンターかもめ	開運町2丁目6-1	42-8666	○	○	—
26	サポートハウスちやお	見晴町2丁目27番地	43-3888	—	—	○
27	らいおんハート留萌障害福祉サービス事 業部	開運町2丁目4番30号	56-1858	○	○	—
28	ホープ共同作業所	栄町3丁目44番地	56-4777	○	○	—
29	ほっとスペースH u G	末広町2丁目35番地	42-3645	—	○	—
30	ゆったり	泉町1丁目13番地	42-8300	—	—	○
31	共生型グループホームえがお末広	末広町3丁目2-34	56-1515	—	○	—
32	留萌市幼児療育通園センター	元町5丁目98番地	42-1109	○	—	—
33	いろどり	元町4丁目41-2	56-1638	○	—	—
34	放課後等デイサービスここくる	潮静2-1-7	56-1906	—	○	—
35	高齢者共同生活住居 ウイシュの道	開運町2丁目6番17号	42-7030	○	○	—

第7編 防災資機材等

1 消防施設と車両等

平成29年4月1日現在

(消防関係建物)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
留萌消防組合 消防本部・留萌消防署庁舎	留萌市高砂町 3丁目6番11号	留萌消防団 幌糠分団詰所	留萌市幌糠
留萌消防団 港町コミュニティ消防センター	〃 港町2丁目	留萌消防団 南町コミュニティ 消防センター	〃 南町4丁目
留萌消防団 留萌消防会館(第2分団)	〃 末広町4丁目	留萌消防団 沖見コミュニティ 消防センター	〃 沖見町3丁目
留萌消防団 港北コミュニティ消防センター	〃 元町5丁目	藤山コミュニティ 消防センター	〃 藤山町
三泊コミュニティ消防センター	〃 三泊町	留萌消防組合留萌消 防署救助訓練塔	〃 高砂町3丁目

(消防機械器具配置状況)

区 分	配置先	消防ポンプ											消防用ホース			計
		消 防 ポ ン プ 車	化 学 消 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車	可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	山 火 用 小 型 動 力 ポ ン プ	大 型 水 槽 車	梯 子 車	救 助 工 作 車	救 急 自 動 車	積 載 車	そ の 他	計	車 両 積 載 分	山 火 用	
留 萌 消 防 署	留萌	2	2	5	3		1	1	2		8	24	130	16	250	396
	合計	2	2	5	3		1	1	2		8	24	130	16	250	396
消 防 団	第1	1										1	20			20
	第2			1								1	20			20
	港北	1										1	20			20
	港西				1						1	2	10			10
	港東	1										1	20			20
	幌糠				1						1	2	10			10
	合計	3		1	2						2	8	100			100

(消防水利)

水利別 地域別		消防水利の基準に適合する水利				消防水利の基準に適合しない水利（毎分 600ℓ以上取水可能なもの。）				合 計				
		消 火 栓	防 火 水 槽	そ の 他	小 計	消 火 栓	防 火 水 槽	そ の 他	小 計	消 火 栓	防 火 水 槽	そ の 他	合 計	
本 署 管 轄	市 街 地	181	66		247	128	11		139	309	77		386	
	そ の 他 の 地 域	大 和 田	4	2		6	3			3	7	2		9
		藤 山		1		1			1	1		1	1	2
		幌 糠		3		3		2		2		5		5
		三 泊	1	1		2	4	1		5	5	2		7
		礼 受	4			4					4			4
	合 計	190	73		263	135	14	1	150	325	87	1	413	

2 給水用資機材

平成29年4月1日現在

給 水 容 器	規 格	数 量	備 考
給水タンク	300ℓ	2	上水道配水場に保管
応急給水用ポリタンク	10ℓ	61	〃
応急給水用ポリ袋	10ℓ	827	〃

3 防災資機材備蓄センター管理運営要領（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この要領は、防災資機材備蓄センター（以下「備蓄センター」という。）と備蓄資機材の適正な管理運営を図るため必要な事項を定める。

（備蓄センターの備蓄資機材の管理）

第3条 備蓄センターの管理は、総合振興局（振興局）地域政策部地域創生課長が行う。

（備蓄資機材の使用）

第6条 振興局長は、次の各号に該当する場合には、備蓄センターの備蓄資機材を払い出すことができる。

（1） 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、市町村長及び消防長から使用の要請があったとき。

（4） その他振興局長が必要と認めたとき。

（備蓄資機材の貸与）

第7条 危機対策課長は、次の各号に該当する場合には、防災航空室の備蓄資機材を貸与することができる。

（1） 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、市町村長及び消防長から使用の要請があったとき。

（2） その他危機対策課長が必要と認めたとき。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により備蓄資機材の払い出しを受けた者が、その備蓄資機材を消費又は紛失し返還できないとき又は返還した備蓄資機材が損傷しているときは、原則としてその費用を負担しなければならない。

2 第7条の規定により備蓄資機材の貸与を受けた者が、その備蓄資機材を損傷又は紛失したときは、原則としてその費用を負担しなければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、備蓄センター及びその備蓄資機材については振興局長が、防災航空室の備蓄資機材については危機対策課長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、昭和58年7月15日から施行する。

この要領は、平成9年5月13日から施行する。

防 災 資 機 材 払 出 し 申 請 書

留 総 総 第 号
平成 年 月 日

留 萌 振 興 局 長 様

留萌市長 ○ ○ ○ ○

防災資機材備蓄センターに係る次の資機材を使用したいので、防災資機材備蓄センター管理運営要領第6条に基づき払い出しを要請いたします。

記

- 1 使用する資機材の品名及び数量
- 2 使用する時期及び場所
- 3 使用する理由
- 4 払い出し日時

(総務部総務課危機対策係)

4 留萌市防災資機材保有状況

名称：「留萌市防災倉庫」

所在地：留萌市本町1丁目13番地の5

○保有状況

平成29年4月1日現在

資機材名	規格	呼称	数量
鎌		丁	20
鋸		丁	10
斧		丁	5
金槌		丁	20
防災テント	大：1 特中：1 中：3 小：1	基	6
布袋	麻袋	枚	6,600
指示棒		本	30
点滅警戒灯		本	10
リヤカー		台	6
水中ポンプ		台	2
カラーコーン		個	40
コーンバー		本	20
スコップ	大角	丁	2
スノーダンプ		台	24

○市役所本庁舎

資機材名	規格	呼称	数量
総務課倉庫	ハンドマイク	台	5
	標旗(本部車用)	布製：11 ビニール製：11	旗 22
	腕章	本部用	枚 79
	ヘルメット	個	31
	マスク	枚	1,200
無線室	懐中電灯	防水	個 61
	発電機	台	2
	非常持ち出し袋	個人用携行品	個 3
電算室	充電式LEDスタンドライト	個	9
地下	ヘッドライト	個	52
	ヘルメット	個	53
	軍手	組	80
	ハイパークレスト手袋	M：30 L：30	組 60
	非常食糧(アルファ化米)	1箱50食	箱 104

第7編 防災資機材等

非常食糧（アルファ化米）	1パック1食	パック	30
備蓄飲料水	20×6本	箱	30
スコップ	中角	丁	20
スコップ	剣先	丁	18
両ツルハシ		丁	4
ポリ容器	20ℓ	個	69
ポリバケツ	10ℓ	個	50
照明用ライト		個	4

○西分庁舎

資機材名	規格	呼称	数量
毛布		枚	139
花ゴザ		畳	662
トラロープ	12mm×100m	巻	5
土のう袋		枚	600
ウォーターゲル		個	100
アルミロールマット		枚	368
非常用トイレ		セット	6
非常用トイレテント		張	5
スケットトイレ		箱	3
ブルーシート		枚	6

○分散保管分

場所 品名	幌糠農業・農村 支援センター	風土工房 こさえーる	南町港東 分団詰所	消防署	スポーツセンター (公民館)
麻袋			300	80	
土のう				70	
毛布	48	30			
花ゴザ(畳)		60			100

場所 品名	はーとふる	黄金会館	三泊 住民センター	東光小学校	沖見配水場
麻袋					
土のう					
毛布	20	20	20	20	
花ゴザ(畳)					
ウォータータンク					617

場所 品名	港西 コミュニティ センター	港東 コミュニティ センター	港南 コミュニティ センター	港北 コミュニティ センター	東部 コミュニティ センター	幌糠 コミュニティ センター
毛布	20	20	20	20	20	20
移動式灯油ストーブ	3	3	3	3	3	3
アルミブランケット	1	1	1	1	1	1
コードリール	1	1	1	1	1	1
災害組織用救急箱	2	2	2	2	2	2
ステンレス携行缶	1	1	1	1	1	1
発電機	1	1	1	1	1	1
照明器具	1	1	1	1	1	1
充電式ランタン	2	2	2	2	2	2
保管庫	1	1	1	1	1	1
給油ポンプ	2	2	2	2	2	2
ポリ用タンク 200	2	2	2	2	2	2

第8編 衛生関係

1 死亡獣畜取扱場

平成29年4月1日現在

名 称	所 在 地	連 絡 先
留萌市獣畜取扱場（900㎡）	留萌市礼受町 市営礼受牧場内	地域振興部農林水産課

2 ごみ・し尿処理場

平成29年4月1日現在

区 分	名 称	所 在 地
ごみ処理場	留萌南部衛生組合最終処分施設	増毛郡増毛町御料1550番地1外
	留萌南部衛生組合生ごみ処理施設	留萌郡小平町字鬼鹿富岡46番1
	留萌南部衛生組合資源化施設	留萌市大字留萌村字藤山1714番地の1
し尿処理場	留萌南部衛生組合衛生センター	留萌市大字留萌村字エトウエンベツ3335番地

第9編 過去の災害状況

1 火災

年 月 日	被 害 状 況
明治30年 2月 1日	南記念通り 雑貨店より出火 焼失棟数不明
昭和 9年 8月30日	瀬越通り パン工場 全焼13棟 半焼2棟
昭和 9年10月 7日	大通り 商店より出火 全焼15棟 半焼1棟
昭和16年 4月15日	留萌原野2線 旅館より出火 全焼7棟 半焼2棟
昭和19年 3月30日	小室通り 住宅より出火 全焼16棟 21戸
昭和21年 7月 4日	弁天通り 商店より出火 全焼14棟 31戸
昭和23年12月21日	原野2線 水産加工場より出火 工場2棟全焼
昭和24年 9月22日	留萌港 港北石炭積込場 石炭26,960t焼失
昭和24年10月 7日	大和田 炭鉱坑道 死者14名 重傷者2名
昭和26年 9月 2日	幸町4丁目 住宅より出火 全焼3棟 8戸
昭和27年12月22日	大町 米軍駐留兵舎レーダー室より出火 レーダー設備一式
昭和28年 1月19日	住之江町 留萌市立留萌中学校 1,402.5㎡半焼
昭和30年 1月 2日	元町1丁目 製材所 1,169㎡全焼
昭和31年 5月 5日	明元町 倉庫火災 全焼25棟 半焼2棟
昭和33年 5月23日	元町 集合住宅より出火 全焼181棟 252世帯 1,235名
昭和33年12月15日	本町2丁目 集合住宅火災 全焼5棟 31世帯
昭和35年 5月 7日	大町1丁目 住宅より出火 全焼8棟 11世帯
昭和35年 6月 4日	本町4丁目 民間アパートより出火 464.5㎡ 11世帯 死者1名
昭和36年 5月23日	瀬越町 民間アパート 1,041.15㎡ 33世帯
昭和42年 4月 6日	錦町2丁目 デパート 1棟 1,488㎡全焼
昭和44年11月30日	寿町2丁目 留萌市立留萌小学校 2棟6,389㎡全焼
昭和46年 4月28日	本町2丁目 集合住宅 2棟392㎡半焼11世帯 35名
昭和46年11月 3日	沖見町2丁目 留萌市立港南中学校 1棟 2,521㎡半焼
昭和47年 7月 8日	元町造船所 1棟 214㎡全焼 死者2名
昭和50年 7月 8日	本町3丁目 飲食店 全焼1棟 半焼1棟 1,084㎡
昭和55年12月 4月	本町3丁目 商店 1棟 378㎡全焼 死者3名
昭和57年 5月19日	礼受町 ホテル 1棟 1,933㎡全焼
昭和57年 8月17日	大町2丁目 市営住宅ガス爆発 死者1名 傷者10名

第9編 過去の災害状況

年 月 日	被 害 状 況
昭和57年10月 6日	住之江町2丁目 留萌中学校 8教室 体育館部分焼 1,118㎡
昭和58年 8月 1日	瀬越町 住宅より出火 1棟全焼 261㎡
昭和58年11月 3日	錦町2丁目 飲食店より出火 1棟全焼 1棟部分焼 230㎡
昭和59年 3月22日	栄町3丁目 デパート 1棟全焼 2棟部分焼 633㎡
昭和59年12月11日	明元町6丁目 店舗 1棟半焼 204㎡
昭和60年 5月 2日	旭町1丁目 店舗 棟全焼 1棟部分焼 182㎡
昭和60年 9月18日	末広町1丁目 水産加工場 1棟全焼 611㎡
昭和62年 3月 7日	錦町3丁目 店舗より出火 1棟全焼 3棟部分焼 414㎡
昭和62年11月29日	幸町2丁目 店舗より出火 2棟全焼 1棟部分焼 612㎡
昭和63年12月 5日	藤山町 住宅 1棟 181㎡全焼 死者2名
平成元年 6月 3日	開運町2丁目 工場 1棟全焼 2棟部分焼 383㎡
平成 2年 9月13日	瀬越町 宿泊所 1棟 984㎡全焼
平成 3年 4月11日	沖見町4丁目 住宅 1棟45㎡半焼 死者1名
平成 3年 5月26日	本町1丁目 工場より出火 1棟全焼 1棟部分焼 216㎡
平成 4年11月13日	住之江町6丁目 留萌市住之江児童館より出火 部分焼 58㎡
平成 5年 1月25日	大町3丁目 市営住宅 部分焼86㎡ 9世帯27名 死者1名 傷者3名
平成 5年 8月11日	錦町1丁目 商店より出火 全焼2棟 半焼1棟 部分焼2棟 延777㎡ 6世帯14名 傷者1名
平成 6年 4月22日	大町1丁目 石油貯蔵施設にて危険物施設タンクローリー車両より出火 一般取扱所半焼70㎡ 移動タンク貯蔵所1車両全焼 死者1名
平成 7年 4月26日	錦町1丁目 飲食店より出火 全焼 329㎡ 傷者3名
平成11年11月20日	宮園町1丁目 集合住宅より出火 半焼 176d㎡ 5世帯11名
平成12年 1月17日	五十嵐町1丁目 市営住宅より出火 部分焼 251㎡ 傷者1名
平成13年 2月18日	元町3丁目 商店より出火 半焼 169㎡ 2世帯4名
平成13年 5月29日	錦町1丁目 店舗より出火 部分焼 58㎡ 傷者2名
平成14年 3月 3日	堀川町2丁目 住宅より出火 1棟全焼 1棟部分焼 189㎡
平成14年 5月 8日	沖見町6丁目 店舗併用住宅より出火 1/6戸全焼 35㎡ 3世帯9名
平成15年 5月30日	明元町6丁目 合板工場 部分焼 50㎡
平成15年10月 6日	礼受町 住宅より出火 1棟全焼 106㎡ 1世帯2名
平成16年 9月 9日	本町4丁目 店舗併用住宅より出火 1棟全焼 1棟半鐘 3棟部分焼 497㎡ 4世帯8人
平成17年 2月20日	旭町3丁目 住宅より出火 1棟全焼 2棟部分焼 180㎡ 傷者1名

年 月 日	被 害 状 況
平成18年 1月30日	見晴町5丁目住宅より出火 1棟全焼 1棟部分焼 175㎡ 死者1名 傷者1名
平成18年11月 1日	幸町4丁目住宅より出火 1棟全焼 2棟部分焼167㎡ 傷者1名
平成19年12月 1日	錦町3丁目飲食店より出火 1棟部分焼16.8㎡ 傷者1名
平成20年10月12日	沖見町3丁目住宅より出火 1棟全焼115.6㎡ 死者1名 傷者1名
平成21年10月25日	開運町3丁目飲食店ビルより出火 1棟半焼 178.92㎡
平成22年 8月19日	千鳥町4丁目住宅より出火 1棟全焼 77.19㎡ 1世帯 傷者1名
平成23年 9月 7日	宮園町3丁目住宅より出火 1棟全焼 25.8㎡ 1世帯
平成23年10月18日	春日町1丁目作業場より出火 1棟全焼
平成23年12月 4日	大町3丁目住宅より出火 1棟残照全焼 129.6㎡ 2世帯 傷者2名
平成24年 2月16日	錦町1丁目住宅より出火 1棟半焼 67.0㎡ 1世帯
平成24年 5月11日	藤山町16線倉庫より出火 1棟全焼 388.19㎡ 傷者1名
平成25年10月30日	堀川町2丁目住宅より出火 1棟半焼 38.55㎡ 1世帯
平成26年 5月18日	栄町2丁目住宅より出火 1棟半焼 65.7㎡ 1世帯
平成27年 4月12日	塩見町1丁目物置より出火 1棟半焼 1.3㎡
平成27年 4月26日	本町1丁目車庫より出火 2棟全焼 130.3㎡
平成28年 3月22日	沖見町3丁目住宅より出火 1棟全焼 1棟半焼 94.36㎡ 2世帯 傷者1名
平成28年 9月11日	旭町2丁目住宅より出火 1棟全焼 94.59㎡ 1世帯 傷者2名
平成28年11月10日	錦町2丁目飲食店より出火 1棟半焼 43㎡ 1世帯
平成28年11月14日	港町2丁目住宅より出火 2棟全焼 1棟部分焼 349.5㎡ 3世帯 傷者2名
平成29年 2月18日	野本町共同住宅より出火 1棟半焼 2世帯 傷者1名
平成29年 6月15日	花園町1丁目住宅より出火 1棟全焼 1世帯 死者1名

2 水 害

年 月 日	被 害 状 況
昭和22年 8月16日	大雨（8月15日～16日の2日間の降雨量89.7mm）により、留萌地方洪水河川氾濫し、負傷1人、行方不明1人、家屋流失3戸、家屋浸水230戸、橋流失13カ所、農地浸水644ha
昭和26年 9月 2日	総降雨量100mmを超え、風速25mの暴風雨のため留萌川氾濫、田畑の冠水798ha、浸水家屋1,304戸、消防団員1名殉職
昭和28年 8月 2日	前線による大雨（7月31日～8月2日の間の降雨量181.1mm）により、留萌川氾濫し、家屋全壊4戸、家屋半壊1戸、家屋浸水1,286戸、河川決壊21カ所、道路決壊29カ所、橋流失24カ所、国鉄留萌線及び羽幌線決壊、土砂崩れによる不通31カ所、農地被害938ha

第9編 過去の災害状況

年 月 日	被 害 状 況
昭和30年 7月 4日	低気圧による豪雨（大和田地区7月2日～7月4日の間降雨量127.7mm）により、留萌川氾濫、家屋浸水986戸、道路決壊3カ所、橋流失5カ所、農地被害400ha、国鉄留萌線、羽幌線不通
昭和30年 8月21日	集中豪雨（峠下地区8月17日～8月20日の間降雨量201.4mm）により、留萌川全域氾濫、市内氾濫面積1,014ha、家屋全壊6戸、家屋半壊15戸、家屋浸水3,135戸、道路決壊33カ所、橋流失14カ所、農地被害1,882ha
昭和36年 7月26日	梅雨前線による大雨（幌糠地区7月24日～7月25日の間降雨量115mm）により、留萌川氾濫、農地被害182ha
昭和37年 8月 5日	台風9号による大雨（峠下地区7月2日～7月4日の間降雨量113mm）により、留萌川氾濫、市内氾濫面積62ha、農地被害244ha
昭和38年10月 2日	集中豪雨（峠下地区10月1日～10月2日の間降雨量155mm）により、留萌川氾濫、家屋浸水86戸、農地被害320ha
昭和39年 8月16日	集中豪雨（幌糠地区8月16日の降雨量82mm）により、留萌川氾濫、家屋浸水185戸、農地被害172ha、道路、河川決壊2カ所
昭和40年 9月17日	台風24号による大雨（留萌9月17日～9月18日の降雨量88.6mm）により、留萌川氾濫、家屋浸水139戸、道路、河川決壊2カ所、橋流失3カ所、農地被害250ha
昭和44年 9月 1日	大雨により市内家屋25棟、幌糠、タルマップ、中幌地区水田冠水10ha
昭和46年 9月 4日	総降雨量62mm、千鳥町を中心に床下、床上浸水150戸、神居岩林道決壊、幅員17m×延長14.5m
昭和48年 8月17日 ～ 19日	総降雨量164mmに達し、床上浸水（野本町、元町、高砂町、開運町、塩見町、花園町）14戸、床下浸水（開運町、栄町、千鳥町、明元町、五十嵐町、野本町、元町、塩見町、花園町）117戸。塩見町小室の沢のり面崩壊20m。瀬越町市道決壊5m。三泊ゴルフ場下崖崩4カ所1.8ha
昭和50年 8月24日	総降雨量127mm、床上浸水7戸、床下浸水37戸、畑冠水10ha、西海岸線道路決壊延長25m、藤山小学校の沢30㎡、礼受佐賀の沢土砂崩12.5㎡、中幌頭首工漏水、藤山小学校の沢溜池漏水、東幌幹線配水路決壊、藤山専用水道施設配水管流水決壊、共同石油の工事中的ドルフィン沈没、北防の2tテトラ海水転落、工事用のコンプレッサー（3t）流出、南防の3t三角テトラ転落、浜中海岸護岸工事現場5m浸蝕、市内小中学校等の屋根破損
昭和50年 9月 9日	総降雨量76.5mm、床上浸水15戸、床下浸水52戸、水田冠水322ha、畑冠水43.5ha、西海岸線道路決壊
昭和53年 8月10日	総降雨量108mm、床上浸水45棟65世帯、床下浸水162棟215世帯、住家被害額 7,700千円、農作物被害田146ha（15,764千円）、畑42ha（1,602千円）、土木被害額118,980千円、床上浸水罹災者のうち、開運町2丁目小原キヤ1世帯（2人）市職員会館に収容
昭和56年 8月 3日 ～ 6日	前線と台風12号の影響により、総降雨量255mm、住家半壊1棟、床上浸水95棟、床下浸水125棟、水田冠水340ha、畑冠水164ha
昭和56年 8月12日	総降雨量69mm床上浸水1棟1世帯、床下浸水9棟16世帯、土木被害17カ所、被害額127,095千円
昭和56年 9月23日	前線通過により総降雨量59mm、住家床上浸水1棟、床下浸水9棟、非住家半壊1棟、山くずれ1カ所
昭和63年 8月25日	前線による北海道西部を中心とした大雨により総降雨量200mmを超える。

年 月 日	被 害 状 況
～26日	留萌川を始めとする中小の河川の氾濫により被害区域は市街地、山間部に至り、住家被害では、床上床下浸水の棟数3,376、世帯数3,710、全被害総額は、6,179,131千円に及んだ。 被害内容 1 住家被害 床上浸水1,270棟、1,293世帯 床下浸水2,106棟、2,417世帯 被害額1,032,800千円 2 農業被害 農地25.84ha、農作物597ha、農業施設等78件、畜産269（ブタ69、ミンク7,200）被害額618,973千円 3 土木被害 河川46、道路74、橋梁10、港湾7、土砂くずれ62件 被害額783,338千円 4 水産被害 その他施設、ウニヘイ死26,880kg 被害額49,904千円 5 林業被害 道有林34件、一般民有林53件 被害額306,100千円 6 衛生被害 水道4件、病院14件 被害額226,195千円 7 商業被害 商業213件、工業37件、その他97件 被害額2,003,104千円 8 公立文教被害 小学校5件、中学校1件、高校1件 被害額70,510千円 9 社会教育施設 2件 被害額9,800千円 10 社会福祉施設 1件 被害額9,300千円 11 その他（都市施設、幼稚園、消防施設）12件 被害額69,107千円
平成 2年 8月23日	前線通過により総降雨量53mm、住家床下浸水9棟10世帯
平成 3年 9月11日 ～12日	大雨（17：30～3：10 43mm）により、床下浸水7棟14世帯
平成 3年 9月11日	降雨による地すべりのため1世帯に避難勧告（泉町1）幅45m、長さ110m、滑落嵩高10m、発生土砂量6,500m ³ （推定）
平成11年 7月28日 ～29日	大雨による床上浸水（開運町、瀬越町）3棟 床下浸水（野本町、千鳥町、開運町、五十嵐町、見晴町、泉町、南町）49棟、農業被害11.1ha、農業用施設1件、土木被害（河川7件、道路11件）18件、崖崩れ4件、法面崩壊5件、土止柵倒壊1件、林業被害1件、水道等衛生被害5件、社会教育施設3件、その他7件。 被害総額322,908千円
平成22年 7月29日 ～30日	大雨により、降り始めからの総降雨量90mm。河川の氾濫、道路冠水・一部決壊等の土木被害、農地流失・冠水、農作物等の農業被害等々。 被害総額18,636千円
平成23年 9月 2日	総降水量144.5mm 農地冠水・浸水等 被害総額387千円
平成24年 7月31日	総降水量113.5mm 道路の一部冠水等の土木被害
平成25年 9月 4日 ～ 5日	総降雨量70mm 集中豪雨により道路の冠水・一部決壊等の土木被害 農地浸水・冠水、農作物等の農業被害 等々 被害総額87,476千円
平成26年 8月 5日	総降雨量132mm 道路の一部冠水等の土木被害、農地浸水・冠水、農作物等の農業被害 被害総額68,115千円

3 台風・暴風

年 月 日	被 害 状 況
昭和29年 9月26日 ～27日	<p>台風第15号、南西の風最大瞬間風速45.8m/s、被害区域は全市である。が特に海岸に沿った地域の被害が甚大である。市有建造物の被害は、市庁舎及び各小中学校々舎等主としてトタン葺屋根あるいは桎葺屋根の飛散であり、その被害総額は970万円に及んだ。</p> <p>一般住宅の被害は、倒壊187戸、半壊837戸、トタン葺屋根飛散229戸、桎葺屋根飛散1,507戸。</p> <p>非住宅の被害は、倒壊183戸、半壊283戸、トタン葺屋根飛散46戸、桎葺屋根飛散625戸。</p> <p>その他の被害は、窓等の破損及び飛散1,243カ所、煙筒の倒壊343カ所、電柱及び塀の倒壊56カ所、樹木の倒壊64本、農作物及び家畜の主たる被害は水稲2,150反歩、大豆1,260反歩、小豆1,090反歩、とうもろこし753反歩、そ菜1,485反歩、鶏130羽、めん羊12頭。</p> <p>漁業関係被害は、沈没、流出5隻（沈没槽船1、流失川崎船1、磯船3）、大破17隻（中型動力船1、小型動力船2、川崎船6、磯船6、汲船2）、中破4隻（川崎船2、磯船2）、小破5隻（小型動力船1、川崎船2、磯船2）、鮭定置網6カ統、鯨底建網5カ統。</p> <p>重傷2人、軽傷2人でその被害総額は、176,700千円に及んだ。</p>
昭和44年 9月26日	低気圧の影響により、最大瞬間風速31.4m/sに達し、釣船通り、コンクリート擁壁30m倒壊、漁船沈没3隻、破損6隻
昭和44年10月 2日	強風と高波により、市立三泊小学校地先海岸線延長100m決壊
昭和44年12月26日	低気圧の影響により、最大瞬間風速34m/sに達し、市立緑丘小学校々舎屋根破損72㎡、市立潮静小学校々舎屋根、集合煙筒及び屋根破損12㎡、留萌小学校教員住宅屋根破損45㎡、伝染病隔離病舎屋根破損235㎡
昭和47年 2月20日	低気圧の通過により、最大瞬間風速26.2m/sに達し、貨物船(4,756トン)1隻座礁、無動力船2隻小破、海岸施設被害1カ所
昭和54年10月19日 ～20日	台風20号により、最大瞬間風速30.5m/s、総降雨量60mm、市内学校施設及び民家の屋根飛散、床下浸水あり
昭和56年 8月23日	台風15号の影響により、最大瞬間風速33.8m/s最大平均風速20mに達し、家屋の一部破損11棟12世帯41人
昭和56年10月22日 ～26日	<p>低気圧の通過により最大瞬間風速50.8m/s、総降雨量58mm</p> <p>三泊地区 非住家全壊2、半壊1、国道232号線路肩決壊</p> <p>旭町 非住家崩壊</p> <p>沖見町 水道管約120m流失</p> <p>その他漁具等の被害あり</p>
平成11年 9月24日 ～25日	台風18号による最大瞬間風速31.3m、1,321世帯停電
平成16年 9月 7日 ～ 8日	<p>台風18号により、最大瞬間風速43.9m（1957年統計開始以来最大を記録）総雨量14.5mm</p> <p>人的被害：重傷2名、軽傷7名 住宅被害：半壊10棟含む173棟</p> <p>農業被害：12ha 漁業被害：漁船破損等36件 商業施設被害：84棟</p>

年 月 日	被 害 状 況
	倒木103件 避難所への避難者：7避難所109名 等々 被害総額：481,931千円
平成16年 9月 7日 ～ 8日	台風14号により、最大瞬間風速15m、総雨量53.5mm 避難者10名 河岸決壊3箇所計210m 被害総額60,000千円
平成22年 3月21日	暴風により、最大瞬間風速32.9m 突風に煽られ転倒右大腿部骨折1名、住宅一部破壊8棟、倒木、ゴミステーション転倒、土木被害等 被害総額31,709千円
平成22年 4月13日 ～14日	暴風により、最大瞬間風速28.6m ゴミステーション転倒、倒木、トタン屋根のはがれ、土木・水産被害等 被害総額2,056千円
平成22年 4月13日 ～14日	暴風により、最大瞬間風速28.6m ゴミステーション転倒、倒木、トタン屋根のはがれ、土木・水産被害等 被害総額2,056千円
平成23年 4月16日 ～17日	暴風により、最大瞬間風速26.8m ゴミステーション転倒、倒木等 被害総額35千円
平成26年11月 3日 ～ 4日	暴風により、最大瞬間風速31.7m 人的被害：重傷1名 倒木4件、ビニールハウス7棟一部破損 等々 被害総額1,400千円
平成27年10月 1日 ～ 3日	暴風により、最大瞬間風速33.5m 避難者8名 ゴミステーション転倒、倒木、港湾施設設備破損7カ所 等々 被害総額17,459円
平成28年8月20日	台風11号により、最大瞬間風速10.4m 総降雨量54mm 農地浸水・冠水による農業被害、市道路肩法面表層滑り 被害総額7,171千円
平成29年 9月17日 ～18日	台風11号により、最大瞬間風速30.0m 総降雨量36.0mm 避難者5名 人的被害：重傷1名 倒木、公園フェンス破損 等々 被害総額787千円
平成29年11月11日	暴風により、最大瞬間風速35.6m 総降雨量27.0mm 避難者3名 1 人的被害 4名軽傷 2 住家被害 110件 非住家被害 25件 3 農業被害 農業施設(礼受牧場)の一部破損、ビニールハウス一部破損 4 林業被害 林業専用道(20か所以上の倒木)、間伐施工地(10～20%程度の倒木) 5 土木被害 倒木、歩道ブロックの破損、公園施設破損 6 水産被害 漁港施設一部破損等 7 商工被害 観光施設・商工施設一部破損等 8 公立文教被害 小学校・中学校の物置破損、教員住宅の一部破損 9 社会教育施設被害 中央公民館・図書館・体育施設の一部破損、佐賀

年 月 日	被 害 状 況
	番屋 母屋屋根半面飛散等 10 その他（コミュニティセンター、市役所庁舎、バス停等） 被害総額38,877千円

4 地震・津波

年 月 日	被 害 状 況
昭和46年 9月 6日	震源サハリン西方沖、無感、留萌港にけい留中のラワン材が流出して小型漁船に衝突し、3隻沈没
昭和61年11月13日	震源北空知、震度3（一部地区4～5）、幌糠中学校内壁に多数の亀裂入る。幌糠小学校集合煙突崩壊、内壁の一部に亀裂入る。
平成 7年 5月23日	震源北空知 震度4、幌糠1戸集合煙突の一部が崩壊し、屋根の一部を破損
平成16年12月14日	震源留萌支庁南部、震度3 232号及び239号の一部が通行止めのため羽幌方面のバスの乗客が港東コミセンに宿泊、東光小、留萌小校舎の床に亀裂が入ったがその他異常なし。
平成18年11月15日	震源千島列島 マグニチュード8.1 留萌地方を含む北海道日本海北部に「津波注意」の津波注意報が発表高い所で0.5m 特に被害なし。
平成19年 1月13日	震源千島列島沖 マグニチュード8.3 留萌地方を含む北海道日本海北部に「津波注意」の津波注意報が発表高い所で0.5m 特に被害なし。
平成28年 1月14日	震源浦河沖 マグニチュード6.7 震度3 特に被害なし。

5 その他

年 月 日	被 害 状 況
昭和41年 3月 3日	融雪により神居岩附近の河川増水、道路冠水、水深40cmに達した。
昭和43年 7月21日	黄金岬出光興産留萌油槽所でタンカー陽瑞丸（1,500t）から基地内2,000tタンクに重油を荷揚作業中誤操作により、約2.1tのC重油を流出、うち約1tが沖合20mにわたり海面に流出した。
昭和44年 2月 5日	慶洋丸（3,380t）出港時30m以上の強風のため、変針時機の判断を誤り南防波堤延長工事現場附近に抵触、浸水圧流され沿岸附近において、船体は2分し乗組員20名中、12名はヘリコプターにより救出、8名は厳寒の悪条件の船中にて凍死。
昭和45年12月 8日	午前3時40分大阪の米材貨物船“へいんず丸”が南防波堤灯台新方位17度線約2,000mの位置で座礁し、午前10時ころ陸上自衛隊バートルヘリコプターと海上保安部115号型ヘリコプターの2機で乗組員28名を救助。
昭和49年 2月 8日	市内浜中町の国鉄留萌本線上に長さ60m厚さ2mのなだれ発生、回送中の列車（6両編成）が乗り上げ、前部1両脱線。このため列車10本運休
昭和61年 8月12日	寒冷前線による落雷のため、N T T留萌電報電話局の電話75回線が一時不通、停電1,200戸
平成 4年12月13日	泉町で地すべり 規模：幅45m、長さ110m（うち土砂流出50m）、滑落

年 月 日	被 害 状 況
	嵩高10m、発生土砂量6,500m ³ 、2世帯に避難勧告1世帯が避難 車庫及び木造建物の一部が損壊、人的被害なし。
平成 6年 4月14日	萌晴公園の法面地すべり 規模：幅40m、高さ25m、崩壊の厚さ3～4m程度 住家及び人的被害なし。
平成11年 5月 6日	礼受牧場地すべり 規模：幅15m、長さ27m、流出土砂：2,200m ³ 住家及び人的被害なし。
平成12年 4月20日	千鳥町4丁目土砂崩れ 規模：幅15m、長さ25m、流出土砂750m ³ 住家及び人的被害なし。 被害総額：22,000千円
平成19年 9月28日	見晴町4丁目市道見晴39号通り地滑り 規模：幅100m、延長120m 住家及び人的被害なし。 被害総額：94,594千円
平成23年 4月18日	見晴町5丁目市道見晴39号通り地滑り 規模：幅90m、延長80m 住家及び人的被害なし。 被害総額：74,430千円
平成25年 1月 2日 ～ 3日	強い冬型の気圧配置が続き、日降雪量が市内観測所2ヵ所で1月の極値を更新した。(大町59cm、幌糠45cm) J R留萌線や市内交通機関が運休となったほか、高速道、道道等の通行止めが発生し、住民の生活に大きな影響を与えた。 住家及び人的被害なし。
平成29年12月17日	低気圧の影響により、最大瞬間風速24.1m 降雪についても30cmを記録したが、測定不能時間があるため、30cm以上の降雪があったと思われる。公共交通機関の運休が相次ぎ、住民の生活に影響を与えたほか、除雪や排雪作業にも大きな影響が出た。 住家及び人的被害なし。

第10編 その他

1 留萌市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年6月26日条例第22号)

改正 昭和50年10月16日条例第14号 昭和52年3月30日条例第13号
昭和53年6月30日条例第11号 昭和56年6月30日条例第12号
昭和57年12月24日条例第27号 昭和62年7月3日条例第13号
平成6年3月29日条例第4号 平成23年12月19日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、死亡者が死亡当時において生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族（兄弟姉妹を除く。）については、次に掲げる順位とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項前段の場合において、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれかもが存しないときは、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者が死亡当時において同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

3 第1項後段の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実

父母を後にする。

- 4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、第1項又は前項の規定により難いときは、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に該当する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還または半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の留萌市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年6月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月24日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷しまたは疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年7月3日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成6年3月29日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の留萌市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

2 留萌市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和50年11月5日規則第31号)

改正 昭和57年12月24日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、留萌市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年留萌市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続き)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害弔慰金の支給にかかる必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日及び負傷または疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(災害障害見舞金の支給にかかる必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった市民に対し、負傷または疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号においても同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、交付日、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（別記様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、貸付決定通知書に指定する交付日に、前条の借用書と引き換えに貸付金の交付をするものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別

第10編 その他

記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名または住所の変更届等)

第17条 借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(別記様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(施行細則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月24日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

3 流出油事故災害対応マニュアル（抜粋）

Ⅶ 補償対策

1 補償制度の概要

一般に、船舶の海洋航行に伴い、第三者への被害が発生した場合には、国際条約（「開示債権についての責任の制限に関する条約」）により、原則として船主が責任を負うとともに、その責任について限度額が設けられており、この条約を受け我が国では「船舶の所有者の責任の制限に関する法律」が制定されている。また、タンカーによる油濁損害については、被害が甚大になる場合が多いことから、国際条約（69CLC, 71FC, 92CLC, 92FC）に基づく「油濁損害賠償保障法」が制定されている。

【油濁損害賠償制度の概要】

- ・船舶所有者は、原則として無過失責任を負う。
（戦争、内乱、暴動、異常な天災地変等による場合は、免責される。）
 - ・船舶所有者は、船舶の大きさ等により、一定金額を限度としてその賠償責任を制限することができる。
 - ・船舶所有者は、責任限度額をカバーする補償契約の締結を義務付けられている。
（船主は通常P & Iクラブと呼ばれる船主責任保険組合に加入している。）
- 国際油濁補償基金から一定金額を限度として補償を受けられる。

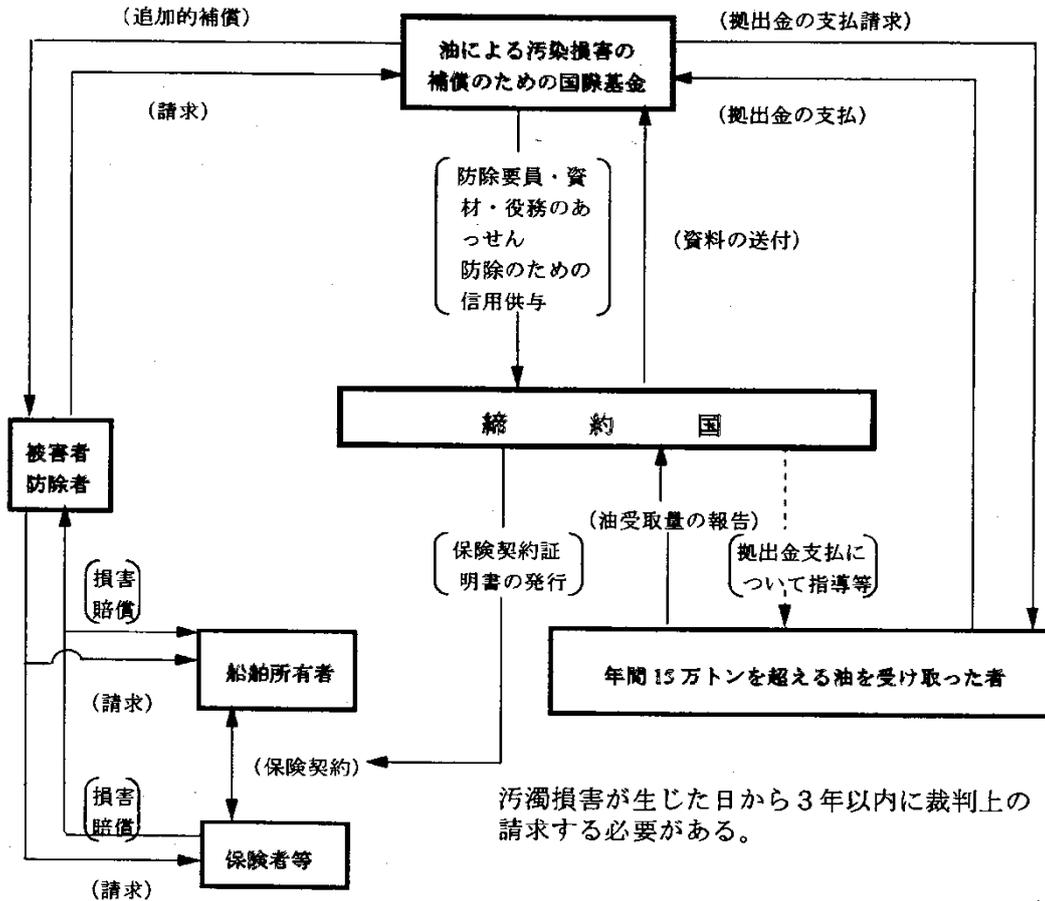
【油濁損害賠償保障制度関係条約の概要】

条 約 名	概 要	発効年月日	批准状況	我が国の対応
1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約 (海事債権責任制限条約)	船舶所有者は、船舶の運航に伴い第三者に与えた損害について、一定の場合を除きその責任を一定の金額に制限することができる。	1982年 12月1日	28ヶ国 日、英、仏等 (98.2現在)	・1982年批准 ・船舶所有者の責任に関する法律の制定（S50）
1969年の汚染損害についての民事責任に関する国際条約 (略称「69CLC」)	船舶所有者は、タンカーの事故により流輩出した油によって生じた汚染損害について無過失責任を負うとともに、その責任を一定の額（責任限度額）に制限できる。 2,000トンの以上の油を輸送するタンカーの所有者は、保険契約の締結を義務付けられる。	1975年 6月19日	97ヶ国 日、英、独、仏、伊、露等	・1976年加入 ・油濁損害賠償保障法（S50）
1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約 (略称「71FC」)	1969年責任条約に基づく制限の下で、船舶所有者から十分な賠償を受けられない油濁事故の被害者に一定の額（補償限度額）までの補償を行うとともに、船舶所有者の負担を軽減するための補てんを行うための基金を設立する。	1978年 10月16日	71ヶ国 日、英、独、仏、伊、露等	・1976年批准 ・油濁損害賠償保障法（S50）
1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約 (略称「92CLC」)	基本的内容は、1969年民事責任条約と同様であるが船舶所有者の責任限度額が同条約よりも引き上げられている。	1996年 5月30日	23ヶ国 日、英、独、仏等	・1994年加入 ・油濁損害賠償保障法（H6）
1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約 (略称「92FC」)	基本的内容は1971年国際基金条約と同様であるが、92CLCに対応しているとともに、基金の補償限度額が1971年国際条約よりも引き上げられている。また、船舶所有者への補てん制度はなくなっている。	1996年 5月30日	22ヶ国 日、英、独、仏等	・1994年加入 ・油濁損害賠償保障法（H6）

【国際油濁補償金の概要】

71FC及び92FCに基づき、1978年に設立された政府国際機関で、本命はロンドンにある。締約国において生じた油濁損害額が民事責任条約に基づく船舶所有者の責任限度額上回る場合において、被害者に対する補償を行う。その原資は、年間15万トンを超える油を受け取った者（石油会社等）が、その油の量に応じて納付する拠出金である。（日本の拠出割合は約4分の1）

国際油濁補償基金の仕組み



【補償の枠組み（92CLC、92FCによる）】

地理的適用範囲

加盟国の領域又は領海及び排他的経済水域で生じた油濁損害に適用される。

適用対象となる石油の種類

原油、重油、潤滑油等の持続性炭化水素系鉱物油に適用される。

適用対象となる船舶事故

貨物油を積載したタンカー（貨物油を積載しないタンカーを含む）からの油の流出又は排出された事故が適用対象となる。

補償対象となる油濁損害

船舶からの油の流出又は排出（その場所の如何を問わない。）による汚染で、その船舶の外部において生ずる損失又は損害。ただし環境破壊に係る賠償は（環境の悪化による利益の喪失に関するものを除く）、実際にとられた又はとられるべき回復のための合理的な措置の費用に係るものに限る。

船主の責任限度額及び油濁補償基金の補償限度額

船主の責任限度額【92CLC】 5,970万SDR 約100億円
 油濁補償基金の補償限度額(91FC) 1億3,500SDR 約225億円

※SDR(国際通貨基金による主要通貨の加重平均により算出される特別引出権。平成9年1月現在、約167円で換算。

・損害額が補償限度額を上回った場合は、その超えた割合に応じて、各請求者に均等に按分配当される。

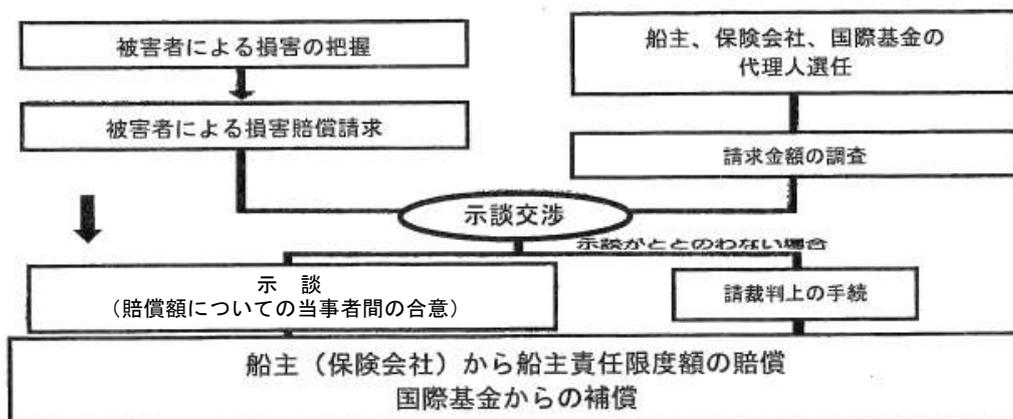
国際油濁補償基金は補償する損害額の範囲

ある損害や費用について補償が認められるかどうかは、当事者間の交渉で決まるものであり、決まらない場合は、最終的に国内の裁判所が決定する。

次の測に原則的な基準を示す。

一 般 的 基 準	
ア	費用又は損失は実際に発生したものであること
イ	費用は合理的で必要のある措置に要したものであること
ウ	請求者の費用、損失又は損害と油の汚染との間に相当因果関係があること
エ	経済的損失は金額的に損失をこうむった場合にのみ、補償を受けられること
オ	請求者は適切な書類その他の証拠を提出し、損失又は損害の額を証明しなければならない
主 な 具 体 例	
油の防除、清掃費用	・人件費 ・資機材の費用(残存価格は除く。) ・防除等の措置は効果的なものに限る(費用と効果との関係が適切なもの)
調査・研究費	・油流出の対応策、損害の程度を調べるためのもの
漁業被害、旅館・ホテルの損害等	・収入の減少(漁ができなかったための収入減、ホテル・レストランの客の減少) 過去数年間の収入実績を参考として収入減を補償 ・収入減を防止するための費用 (風評被害を防止するためのキャンペーン費用)
請求の提出のための顧問料	・弁護士費用等(妥当な範囲に限る。)
環境復元費用	・適切な費用は認められるが、過去認められた事例はない。

賠償金等の手続きの流れ



2 道における対応

(1) 補償対象体制

補償対策を円滑にするため、事故発生 of 初期段階から流出油事故対策関係部局連絡会議において、主に以下の事項について検討を行う。

ア 補償に関する情報収集

適用される補償制度を確認するとともに、海事鑑定人、P & I 保険、国際油濁補償基金代理人等の補償関係者の把握と連絡を行う。

イ 作業内容と経費の把握及び災害記録

補償請求に備えて初期段階から、作業報告書、所要経費台帳の作成及び写真等の証拠書類を整理・保存する。

ウ 予算措置・支払い方法等の検討

災害対策等に要する経費の財源を確保し、支払いの円滑化を図る。

エ 請求の検討

海事鑑定人等補償関係者との打合せ等を通じて、請求の基本的事項を確認し、補償請求内容をつめるとともに、補償対象経費を確定する。

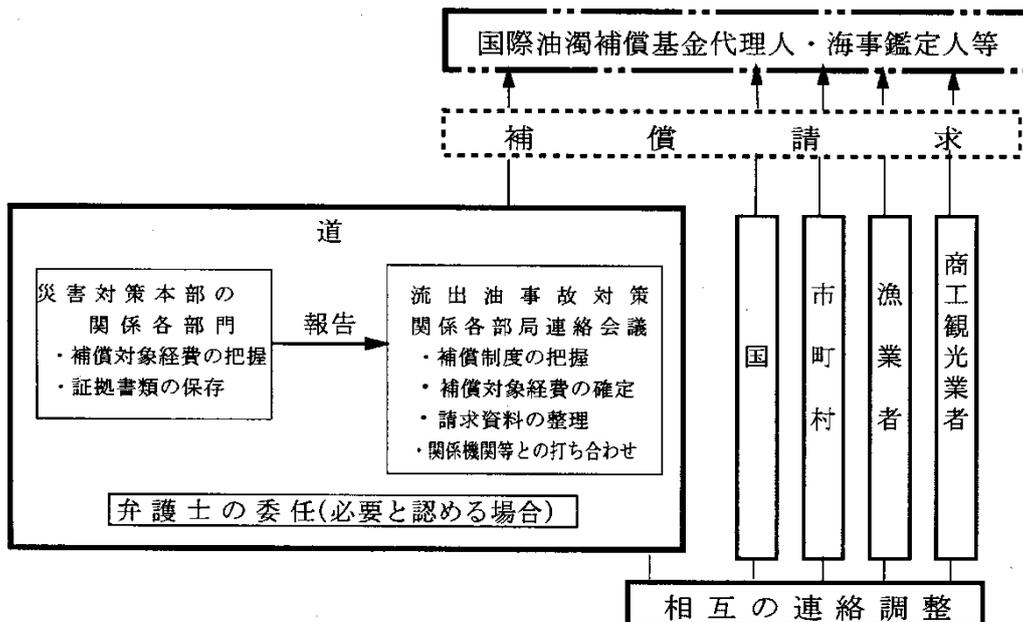
(2) 弁護士の委任

請求内容が多岐にわたり、発生した経費、被害額が多額になるなど必要と認められる場合には、弁護士（海事専門）の選任について検討する。

3 関係機関相互の連絡調整

補償請求に当たっては、必要に応じて関係機関相互の連絡調整を行うものとするが、原則として被害を被った個人、組合、団体、国、地方公共団体それぞれが請求するものとする。

《 補 償 対 策 関 連 フ ロ ー 》



4 北海道災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置するものとする。

2 現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。

3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し現地合同本部に常駐させるものとする。

4 災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、地方現地合同本部という。）を設置することができるものとする。

5 現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

(任務)

第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

- (1) 災害に関する情報収集に関すること。
- (2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。
- (3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。
- (4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。
- (5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。
- (6) その他必要な事項について調整を図ること。

(現地合同本部の組織)

第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防災関係機関の長が当該機関の役員及び職員のうちから指名したものを充てる。

(地方現地合同本部の組織)

第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 地方現地合同本部の本部長は、災害発生地域を所管する総合振興局の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が総合振興局地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、当該地域の総合振興局長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名した当該地域を所管する出先機関等の役員及び職員をもって充てる。

(情報伝達系統等)

第6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業務分担は、別紙のとおりとする。

(非常災害現地対策本部との連携)

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

〔関連〕 第3章第3節 応急活動体制（4 災害対策現地合同本部）

第5章第9節 救助救出計画

第11編 留萌市水防計画

洪水その他の水害時における水防活動等について、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の規定により、北海道知事から指定された水防管理団体である留萌市（以下「市」という）が法第33条第1項の規定に基づき、水害等に備え、その被害を軽減するため、この計画を定める。

1 用語の定義

①水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第1項）

②指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）

③水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第2項）

④消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の期間（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第3項）

⑤消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第4項）

⑥水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

⑦量水標管理者

量水標などその他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第6項、法第10条第3項）

⑧水防協力団体

一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）

⑨指定予報河川

流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

⑩水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第7項、法第16条）

⑪水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、国土交通省又は都道府県の機関が、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう。（法第13条）

⑫水位到達情報

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）において、下記の⑭～⑯のあらかじめ定めた水位の到達及び氾濫発生に関する情報のことをいう。

⑬水防団待機水位（通報水位）

洪水、津波又は高波のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

⑭氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高波による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

⑮避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）。

⑯氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

⑰特別警戒水位

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表する。（法第13条第1項及び第2項）

⑱重要水防箇所

所堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

⑲浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）

2 水防の責任等

水防法に規定する水防関係機関の責任及び義務は次のとおりとする。

(1) 水防管理団体（留萌市）の責任

法第3条に基づき、市は管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、主に次の事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）

- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- ⑥水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑦警戒区域の設定（法第21条）
- ⑧警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑨他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑩堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑪公用負担（法第28条）
- ⑫避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑬水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑭水防協議会の設置（法第34条）
- ⑮水防訓練の実施（法第2条の2）
- ⑯水防協力団体の指定（法第36条）

(2)国土交通省（北海道開発局、留萌開発建設部）の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ④浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑤水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑥水防管理団体が行う水防への協力（法第22条）

(3)北海道の責任

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項）
- ③他移動道水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ④気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑤洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項）
- ⑥量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑦水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑧浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑨水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑩水防信号の指定（法第20条）
- ⑪避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- ⑫緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑬水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑭水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4)気象庁（旭川气象台）の責任

- ①気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(5)居住者の義務

区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者又は消防署長から水防に従事することを要請されたときはこれに従う（法第24条）

3 水防組織

水防管理者は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めるときは、留萌市災害対策本部条例（昭和38年留萌市条例第15号）に定めるところにより災害対策本部を設置し、水防に関する事務を処理する。

水防本部の組織は、留萌市地域防災計画 第3編 第1節「組織計画」の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理する。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。また、避難誘導や水防作業の際も以下のように措置をとり、水防従事者自身の安全を確保する。

- ①水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、通常通信が不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ③水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④水防活動は、原則、複数人で行う。
- ⑤活動が長時間にわたる場合には、要員を随時交代させる。
- ⑥指揮者を置き、活動に際して監視員を配置する。
- ⑦水防活動に際しては、要員に事前に避難方法、避難場所、避難指示の合図等を予め周知する。

5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考え、したがって、水防活動及び水防従事者の避難に利用可能な時間は異なるものとなる。

遠地津波の発生で到達までに時間がある場合は、正確な情報収集・水防活動・避難誘導等が可能な猶予があるが、近地津波では、安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合を想定すると、水防従事者自身の避難以外の行動がとれないこともあり、水防従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施する。

区 分	到達予想
遠地津波	原因となる地震発生からある程度時間が経過した後に襲来
近地津波	原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来

6 重要水防区域

水防管理者、消防機関の長（「水防管理者等」という）は、本市の区域内の河川等における重要水防区域を中心として、随時、区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては実態を把握しておく。

水防上、特に重要な警戒防ぎょ区域は、①重要水防箇所一覧（国土交通省管理河川）のとおりとする。

なお、大雨や長時間降雨時等において、低地の浸水や農地の浸水などの注意監視を要する河川については、留萌川水系（北海道管理）と留萌川水系（留萌市管理）に示す。

[重要水防箇所については、第6編1を参照]

①注意監視を要する河川

大雨や長時間降雨時等において、低地の浸水や農地の浸水などの注意監視を要する河川につ

いては、留萌川水系（北海道知事管理）、普通河川（留萌市管理）に示す。

[留萌川水系河川（北海道管理）、普通河川（留萌市管理）については、第6編1を参照]

7 水位・雨量観測所

本市に関係する主要な水位・雨量観測所は次のとおりである。

①水位・流量観測所一覧（全箇所テレメータ）

河川名	水系名	観測所名	位 置	河口からの距離	管 理 者
留萌川	留萌川	留萌河口	留萌市堀川町2丁目1594番地11地先	2.81km	北海道開発局 留萌開発建設部
留萌川	留萌川	大和田	留萌市大和田町3丁目310番地先	7.48km	同 上
留萌川	留萌川	幌 糠	留萌市大字幌糠町1954番地先	18.54km	〃
留萌川	留萌川	峠 下	留萌市大字留萌村字峠下2003番地2地先	24.79km	〃

②雨量観測所一覧（全箇所テレメータ）

河川名	水系名	観測所名	位 置	管 理 者
留萌川	留萌川	留萌河口	留萌市堀川町2丁目1594番地11地先	北海道開発局 留萌開発建設部
留萌川	留萌川	大和田	留萌市大和田町3丁目310番地先	同 上
留萌川	留萌川	幌 糠	留萌市大字幌糠町1954番地先	〃
留萌川	留萌川	峠 下	留萌市大字留萌村字峠下2003番地2地先	〃
留萌川	チバベリ川	留萌ダム	留萌市大字留萌村字チバベリ3692番地先	〃
留萌川	チバベリ川	チバベリ	留萌市大字留萌村字チバベリ2147番地	〃
留萌川	タルマップ川	タルマップ	留萌市樽真布町2310番地先	〃

③水位雨量観測所一覧

河川名	水系名	観測所名	位 置	管 理 者
留萌川	バンゴベ川	バンゴベ川	留萌市東雲町2丁目地先	北海道 留萌建設管理部

8 排水機場及び排水・取水門

本市の区域内に設置された排水機場及び排水・取水門は次のとおりである。

①排水機場一覧

河川名	右左岸	排水機場名（樋門名）	位 置	管 理 者
留萌川	市街地左岸	高砂排水機場（高砂樋門）	留萌市高砂町	北海道 留萌建設管理部
留萌川	川北右岸	東雲排水機場（東雲1号樋門）	留萌市東雲町	同上

②水門等管理状況一覧

河川名	右左岸	名 称	位 置	管 理 者
留萌川	左	高砂樋門	留萌市高砂町	留 萌 開 発 建 設 部
留萌川	左	美園樋門	留萌市五十嵐町	同 上
留萌川	右	川北1号樋門	留萌市堀川町	〃
留萌川	右	川北2号樋門	留萌市堀川町	〃
留萌川	右	東雲1号樋門	留萌市東雲町	〃
留萌川	右	東雲2号樋門	留萌市大和田町	〃
留萌川	左	大和田樋門	留萌市大和田町	〃
留萌川	右	大和田遊水地排水樋門	留萌市藤山町	〃

留萌川	右	藤山15線樋門	留萌市藤山町	〃
留萌川	右	藤山16線樋門	留萌市藤山町	〃
留萌川	左	藤山16線川樋門	留萌市藤山町	〃
留萌川	右	藤山18線樋門	留萌市藤山町	〃
留萌川	右	藤山19線樋管	留萌市藤山町	〃
留萌川	右	藤山20線樋門	留萌市藤山町	〃
留萌川	右	幌糠1線樋管	留萌市幌糠町	〃
留萌川	左	幌糠2線樋管	留萌市幌糠町	〃
留萌川	右	南幌樋門	留萌市幌糠町	〃
留萌川	右	西幌樋門	留萌市幌糠町	〃
留萌川	右	東幌樋門	留萌市幌糠町	〃
樽真布川	左	樽真布樋門	留萌市幌糠町	〃

9 高波、高潮、津波等計画危険区域

海岸の状況から、津波や台風や低気圧通過等の異常気象により発生する高潮等で災害のおそれがある。

[高波・高潮・津波等危険区域については、第6編2を参照]

10 潮位観測所

観測方式	所管	位置	管理者
フロート式	国土交通省港湾局 北海道開発局	留萌市大町1丁目	留萌開発建設部長

11 水防活動用の気象予報及び警報

水防管理者及び水防に関係する機関は、常に気象の状況に注意するとともに、発表機関からの各種予報及び警報があったときには、水防活動に支障が無いようにしなければならない。

[留萌南部における大雨、洪水、高潮警報・注意報等の発表基準については留萌地域防災計画第3編第2節第2に基づくものとする。]

12 津波に関する予報及び警報、情報

[津波注意報、警報の種類及び発表基準及び伝達系統図については留萌地域防災計画第6編第3章第2節第2に基づくものとする。]

13 指定河川洪水予報

指定河川予報は、流域面積が大きく重大な損害を生ずるおそれがあるものとして、国土交通大臣が指定した河川について水位又は流量。氾濫した後においては、水位、流量、氾濫により浸水する区域、水深などを示し、危険度をレベル化して発表される内容で知事及び水防管理者に通知される。洪水予報は、旭川地方気象台、留萌開発建設部が共同して行う。(法第10条第2項)

■洪水予報を行う指定河川

水系	河川名	実施区間
留萌川	留萌川	自：留萌市大字留萌村字峠下2006番地先の上流端を示す標柱 ～ 至：海

■洪水予報の対象となる基準観測所

本市に関係する主要な水位・雨量観測所は次のとおりである。

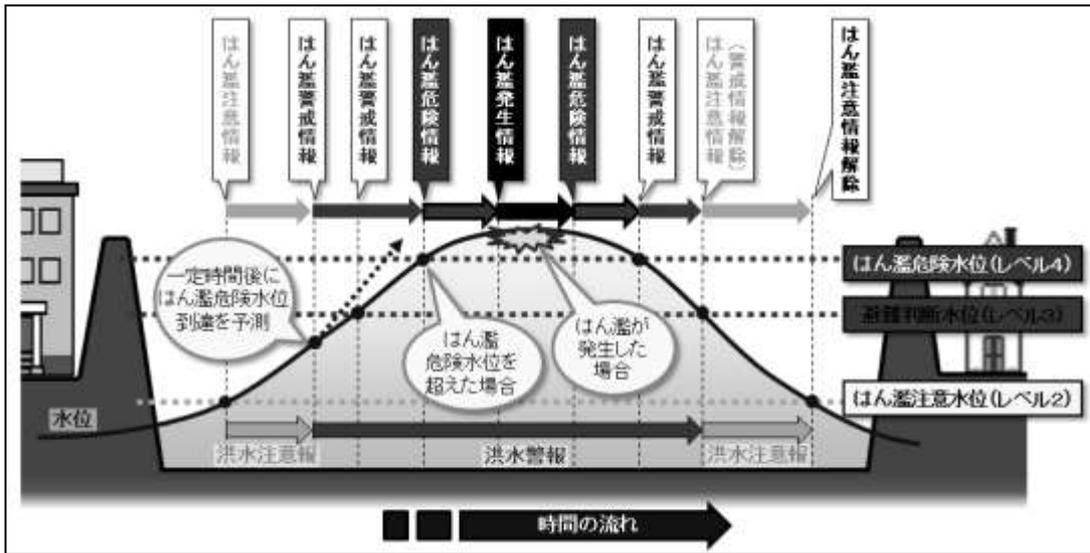
河川名	区分	観測所名	地先名	危険度レベル				管理者
				1	2	3	4	
				水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	
留萌川	水位 雨量	峠下	留萌市大字留萌 村字峠下 2003 番地 2 地先	27.30m	28.30m	—	—	留萌開発 建設部
留萌川	水位 雨量	幌糠	留萌市幌糠町 1594 番地	17.00m	18.10m	18.30m	19.30m	同上
留萌川	水位 雨量	大和田	留萌市大和田 3 丁目 310 番地先	5.30m	6.50m	—	—	〃
河川名	区分	観測所名	地先名	危険度レベル				管理者
				1	2	3	4	
				水防団 待機水	はん濫 注意水	避難判	はん濫 危険水	
留萌川	水位 雨量	留萌 河口	留萌市堀川町 2 丁目 1594 番地	1.40m	1.90m			留萌建設 管理部
バンゴベ川	水位 雨量	バンゴベ	留萌市東雲町 2 丁目地先	3.00m	3.86m	—	5.90m	北海道
チバベリ川	雨量	留萌ダム	留萌市大字留萌 村字チバベリ 3692 番地先	—	—	—	—	留萌開発 建設部
チバベリ川	雨量	チバベリ	留萌市大字留萌 村字チバベリ 2147 番地	—	—	—	—	同上
タルマップ川	雨量	タルマップ	留萌市大字留萌 村字樽真布町 2310 番地先	—	—	—	—	〃

※全河川とも留萌川水系

■洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等の発表基準

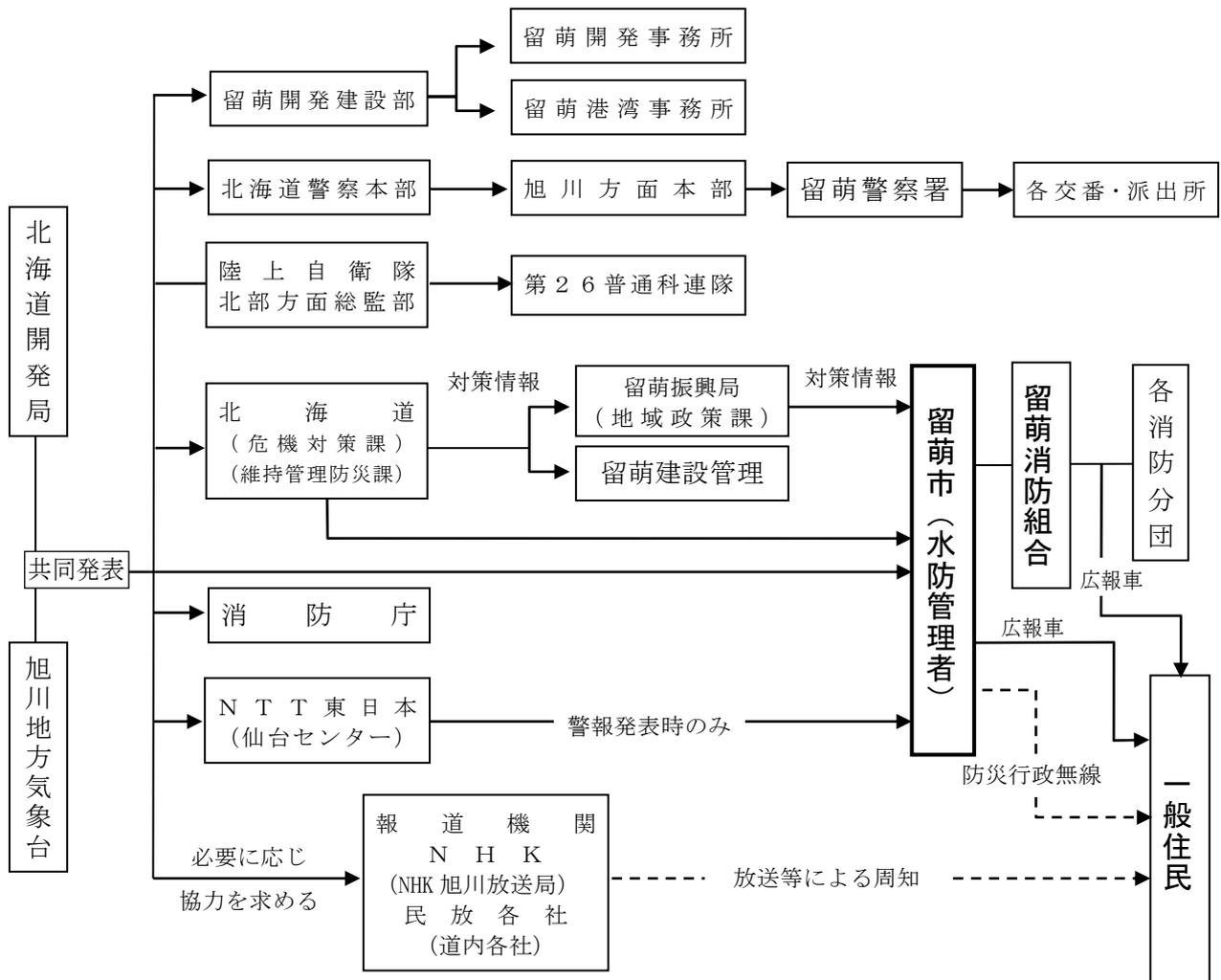
洪水危険 レベル	発表する情報等の名称 【洪水予報の種類】 (水位の名称)	発表基準	住民に求める行動等
5	留萌川はん濫発生情報 【洪水警報】 (はん濫発生)	はん濫が発生したとき	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導(検討)
4 (危険)	留萌川はん濫危険情報 【洪水警報】 (はん濫危険水位) 特別警戒水位	はん濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令 住民の避難完了
3 (警戒)	留萌川はん濫警戒情報 【洪水警報】 (避難判断水位)	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき 水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき	避難勧告等の発令を判断 住民は、避難を判断
2 (注意)	留萌川はん濫注意情報 【洪水注意報】 (はん濫注意水位) 警戒水位	はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	避難準備・高齢者等避難開始発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 消防機関出動
1	発表なし — (水防団待機水位)	—	消防機関待機

■発表する警報等と水位の関係



■指定河川洪水予報及び警報に係る伝達系統

(法第 10 条第 2 項 国土交通省と気象庁が共同で発表。気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づく、指定河川の水位又は流量(はん濫後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及び水深)を発表。)



14 水防警報

法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は次に示す。

(1)河川における水防警報

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの	はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

■水防警報を行なう河川名、区間

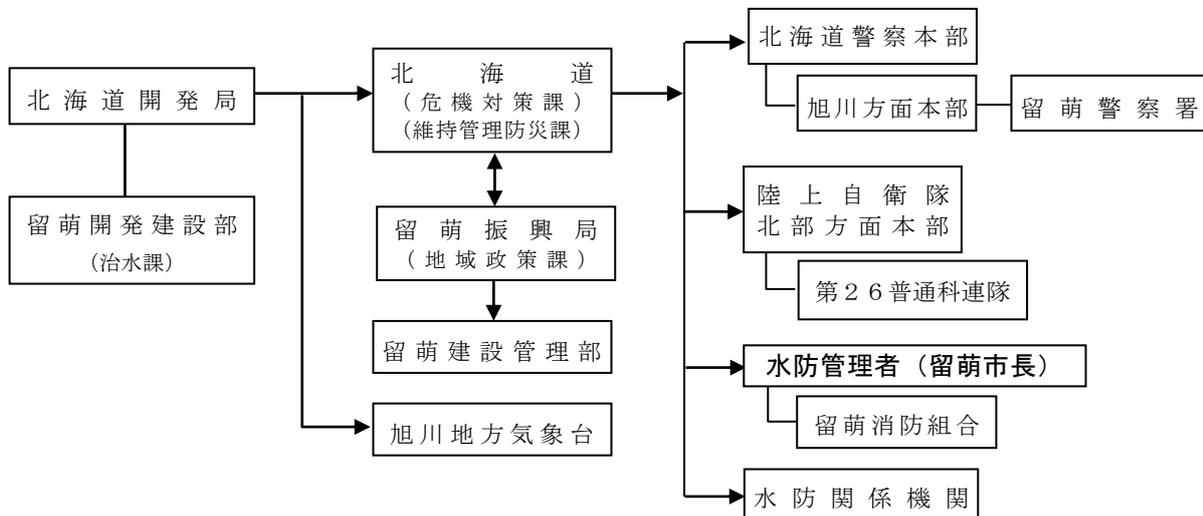
12 指定河川洪水予報 洪水予報を行う指定河川と同様。

■水防警報の対象となる基準観測所

12 指定河川洪水予報 洪水予報の対象となる基準観測所一覧と同様。

■水防警報に係る伝達系統図

北海道開発局が行う指定河川の水防警報の伝達系統図。



(2) 津波に関する水防警報

国土交通大臣が指定の海岸について、津波に関する水防警報の通知があった時には、知事から水防管理者に対して通知がされる。なお、気象庁の津波警報が発表された場合には、自動的に水防警報「待機」が発表されたものとみなされる。

留萌市においては国土交通大臣指定の海岸はないが、日本海側で発生があった場合には準じた水防活動を実施する。

種 類	内 容	発表基準
待 機	水防活動に従事する者の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行なえる状態で、かつ必要と認めるとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了のとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

※津波に関する水防警報に係る伝達系統図は、河川における水防警報伝達系統図と同じ

1 5 水位等情報の把握

洪水予報指定河川（留萌川）においては、防災情報共有システムにより提供される画像情報及び水位情報等により把握するとともに、河川管理者から提供される水位情報等を必要に応じて流域に周知するとともに、避難情報についても同様に周知する。

その他の河川においては、目視観測により必要に応じ、流域に周知するとともに避難に関する情報も同様に周知する。

1 6 雨量、水位等の通報・公表

雨量、水位の観測所は「7 水位・雨量観測所」に示している。

留萌開発建設部及び留萌振興局は所管する観測所の水位が通報水位を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」等に掲載し、関係機関に通報する。

1 7 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象状況に注意し、必要によりインターネット、テレビ、ラジオ等による気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「国土交通省 川の防災情報」や「気象庁 防災気象情報提供システム」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等、必要な情報の収集に努める。

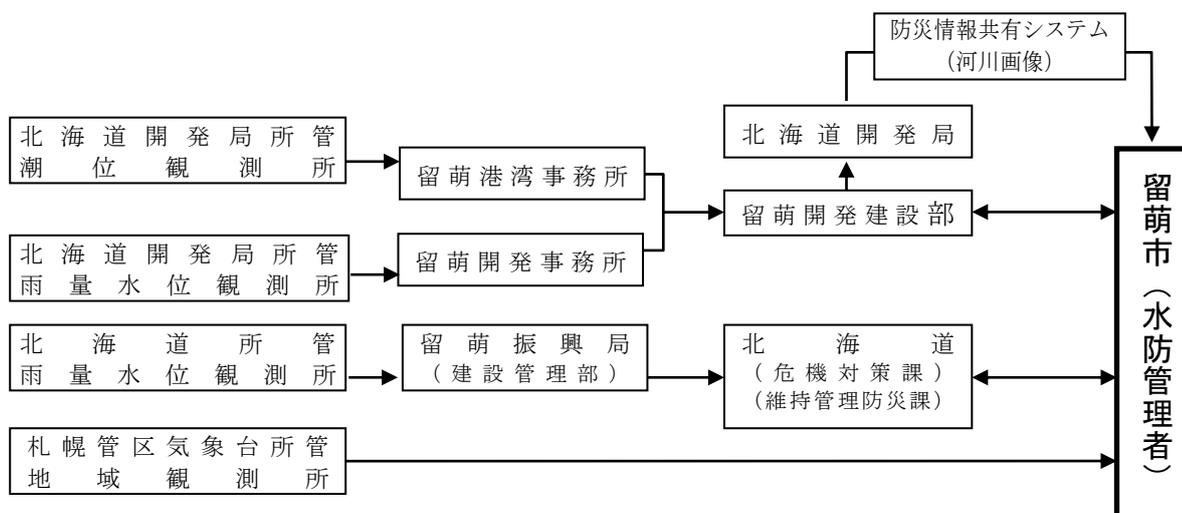
留萌市への情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け 防災情報共有システム」(統一河川情報システム)	専用回線による通信	雨量・水位情報、画像による状況
気象庁 防災気象情報提供システム (注：貸与されたID・パスワードにより利用)	http://bosai.metinfo.go.jp/boasai/login	気象情報、レーダー・アメダス解析雨量

一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bosai-hokkaido.jp/ (携帯電話用有り)	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、レーダーナウキャスト、潮位

■雨量・水位等通報系統図 (法第12条、法第13条、第13条の4)



注) 北海道所管「水位雨量観測所」留萌川水系パンゴベ川1カ所 (テレメーター)
 北海道開発局所管「水位雨量観測所」留萌川水系 水位4カ所、雨量7カ所 (テレメーター6カ所)
 北海道開発局所管「検潮所」留萌市大町1丁目 1カ所
 札幌管区気象台所管「地域気象観測所 (アメダス)」1カ所

■障害時の水位の通報

留萌開発建設部及び留萌振興局が所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により前記ホームページに観測値を掲載できない場合は、水位等通報系統図により通報を受ける。

通報は電話により行う。これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- ①水防団待機水位 (通報水位) に達したとき
- ②はん濫注意水位 (警戒水位) に達したとき
- ③はん濫注意水位 (警戒水位) を超え、再びはん濫注意水位 (警戒水位) となるまでの毎正時
- ④はん濫注意水位 (警戒水位) 以下になったとき
- ⑤水防団待機水位 (通報水位) 以下になったとき
- ⑥上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

■障害時の雨量の通報

留萌開発建設部及び留萌振興局が所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により前記ホームページに観測値を掲載できない場合は、水位等通報系統図により通報を受ける。

通報は、電話により行う。これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- ①降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- ②1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

■潮位の観測等

津波や高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省防災情報提供センター公開の「潮位情報リンク」、気象庁公開の「潮位観測情報」の収集のほか、潮位観測所管への照会を行い、情報の把握に努める。

水防管理者から潮位等観測結果の照会を受けたときには通報するものとする。
潮位観測所及び管理者は、「10 潮位観測所」に示す。

18 通信連絡の確保

水防管理者は、災害時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう、平時から通信連絡方法の確保、通信連絡施設の整備強化と維持に努めるほか、一般有線通信、防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク等を用いた送受信に習熟し、電話不通時に備えるものとする。

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、留萌市地域防災計画 第5編 第1節「災害情報収集・伝達計画」及び第2節「災害通信計画」によるものとする。

(1) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係する機関は、あらかじめ水防警報及び警報連絡等の連絡責任者を定め、関係機関に通知しておく。

19 水防施設及び輸送

(1) 水防資機材

①水防資機材の保有状況

水防管理者は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

市が保有する水防資機材及び保管については、留萌市地域防災計画－資料編－第7編 4「留萌市防災備蓄倉庫」のとおりである。

②水防資機材の貸し出し

水防管理者は、水防資機材を自ら保有し、又は直接調達できない場合において、必要な水防資機材を国、北海道が保有する防災資機材から借用、払出しを要請し受けるものとする。

このほか、市内業者からの調達により発災時に対応するものとする。

③水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。

(2) 輸送の確保

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等について予め調査し、万全の措置を講じておく。

留萌市地域防災計画 第5編 第14節「輸送計画」によるものとする。

20 水防活動

(1) 水防非常配備体制

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、配備職員の安全確保を図り、非常配備により水防事務を処理するものとする。

水防非常配備体制基準については、留萌市地域防災計画 第3編 第1節「組織計画」によるものとし、市に災害対策本部が設置されたときは、直ちに留萌市地域防災計画に基づく非常配備基準により配備態勢を講じるものとする。

(2) 巡視及び警戒

水防管理者、消防機関の長(以下「水防管理者等」という)は、巡視責任者を定め、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視させる。

水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等管理者」という。)に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等管理者は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者に通知する。

河川等管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者に通知する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

本市の区域内の河川等における重要水防箇所は「6 重要水防区域」のとおり。

(3) 非常警戒

①洪水

水防管理者は、非常配備体制を指令したときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに河川等管理者に報告する。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

キ 国及び北海道管理以外の河川においては、留萌市が上記アからカの対応を行なう。

②津波

水防管理者は、津波到達予測時間までの間に水防従事者自身の避難時間が十分確保できる場合において、海岸及び河川の監視及び警戒巡視をする。

③高潮

水防管理者は、非常配備体制を指令したときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

①高潮の洪水における注意事項と同様に、被害が予想される箇所の異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに河川等管理者に報告する。なお、

国及び北海道管理以外の海岸等においては、留萌市が対応を行なうものとする。

(4) 水防作業

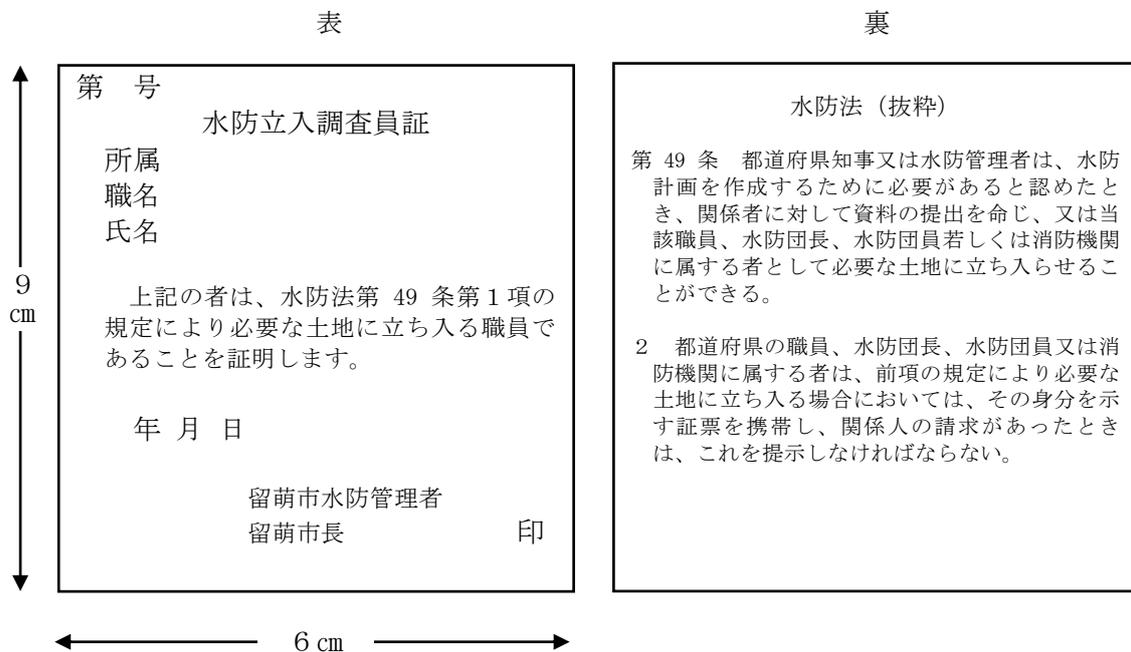
水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、堤防斜面、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮し、最も有効適切な工法で実施するものとする。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

水防従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、危険性が高いと判断したときには自身の避難を優先する。

(5) 身分証明

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は次のとおりである。



2 1 警戒区域

(1) 警戒区域の指定

法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官の警戒区域の設定

警戒区域において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

2 2 応急対策

水防管理者及び各防災機関は、風水害にかかる気象情報を基に応急体制をとり、危険区域の巡視・警戒等速やかな応急対策を実施する。

(1) 職員の動員・配備

水防管理団体（市：各対策部）及び各防災関係機関は、気象注意報及び警報等の気象情報、民間気象情報及び雨量・水位観測データ等から災害の発生のおそれがあるときは、応急体制をとる。

なお、市（各対策部）の応急体制の配備基準は、留萌市地域防災計画 第3編 第1節「組織計画」による。

(2) 情報の収集伝達体制

情報の収集伝達体制は、留萌市地域防災計画 第5編 第1節「災害情報収集・伝達策計画」災害情報等連絡系統図によるものとし、また、避難を要する各地区の立地に合わせて、電話、防災行政無線、広報車等を活用し、情報伝達する。

(3) 警戒及び応急対策

水防管理団体（市：各対策部）及び各防災関係機関は、風水害等のおそれがあるときは、巡視・警戒を行うとともに、異常を発見したときは、留萌市地域防災計画に定める必要な対策を実施するほか、土のうの設置、土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

①河川、海岸等の警戒

水防管理団体（市：都市環境対策部、消防対策部）及び留萌振興局留萌建設管理部は、風水害の発生のおそれがあるときは、必要な河川及び海岸等の巡視・警戒を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び土のうの設置等応急対策を実施する。

②土砂災害危険区域の警戒及び応急対策

水防管理団体（市：都市環境対策部、消防対策部）は、降雨等による災害の発生のおそれがあるときは、土石流、がけ崩れなど土砂災害の危険区域の巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

市は、異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

2.3 水門等の操作

(1) 水門等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、平常時から管理に万全を期し、その機能が十分発揮できるよう努めるとともに、施設管理者は、気象等の状況の通報があったとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、気象警報・洪水予報・水防警報の通知を受けたとき又は洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、水位の変動を監視し必要に応じた的確な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

(2) 施設管理者は、上記の場合で水門等の操作が必要となる場合でも、安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行う。

(3) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにする。操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出する。

①目的

②操作員名

③操作の時期及び通報

④操作に関する記録及び報告

⑤その他

- (4) 施設管理者は、施設操作要領等に基づき、放流等の情報を直ちに留萌開発建設部等の水防管理団体に迅速に連絡する。
- (5) 連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

2.4 避難のための立ち退き

- (1) 避難及び立ち退きの指示（法第13条の4による通知を受けた場合を含む）

①洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。

この場合、速やかに北海道知事、河川管理者及び留萌警察署長にその旨を通知する。

②水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について立ち退き計画を作成し、避難場所、経路等、必要な処置を講じておくものとする。

なお、避難場所は留萌市地域防災計画に定める指定避難施設のうち、災害状況等を勘案し、開設するとともに、職員を配置するなど必要な措置をとるものとする。

- (2) 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

- (3) 避難所の指定及び収容

避難指示（立ち退き）を発した場合において、当該避難所への避難者の移送については、留萌市地域防災計画 第5編 第4節「避難対策計画」によるものとする。

2.5 避難活動

- (1) 避難勧告・避難指示（緊急）

避難勧告・指示は、留萌市地域防災計画 第5編 第4節「避難対策計画」及び第6編 第3章 第5節「避難対策計画」に判断基準を示している。また、避難場所等は、留萌市地域防災計画—資料編—第3編 1「指定避難所・緊急指定避難場所・津波避難ビル一覧」による。

- (2) 警戒区域の設定

法第21条の規定により、水防関係者は水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止若しくは制限し、または退去を命ずることとできるものとする。

2.6 水害時における避難勧告等発令の判断基準

災害による被災の危険や被害の拡大を防止するため特に必要と認めるときに、水防管理者は危険地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを勧告し、急を要するときは避難のため立ち退きを指示できる。（災害対策基本法第60条第1項）

気象状況及び災害発生状況による避難勧告等を発令する基準を次のとおりとする。

〔判断基準【洪水等】〕

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ・ 大雨・洪水注意報が発表されたときで、必要と判断した場合 ・ 下記の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・ 水位予測により、下記の水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ・ 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 ・ 大雨特別警報が発表された場合 ・ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 下記の水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達した場合 ・ 水位予測により、下記の水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高い場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決壊や越水・溢水が発生した場合 ・ 下記の水位観測所の水位が、はん濫危険水位を越えた状態で、水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・ 避難指示（緊急）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

河川名	観測所名	地先名	はん濫 注意 水位	避難判 断水位	はん濫 危険 水位
留萌川	峠下	留萌市大字留萌村字峠下 2003 番地 2 地先	28.30m	—	—
留萌川	幌糠	留萌市幌糠町 1594 番地	18.10m	18.30m	19.30m
留萌川	大和田	留萌市大和田 3 丁目 310 番地先	6.50m	—	—
留萌川	留萌河口	留萌市堀川町 2 丁目 1594 番地先	1.90m	—	—
バンゴベ川	バンゴベ	留萌市東雲町 2 丁目地先	3.86m	—	5.90m

〔判断基準【土砂災害】〕

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報において「実況または予想で大雨警報の基準に到達」する場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報において「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）が発見された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報において「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）を発見した場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

〔判断基準【高潮災害】〕

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌朝早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 ・海岸堤防の倒壊や決壊につながるおそれのある漏水等を確認した場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 ・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・高潮警報が発表され、避難勧告時の段階よりも状況がさらに悪化し、高潮災害の発生が極めて切迫している場合、又は確実視される場合

※重要な情報については、旭川地方气象台、国・道の機関等との間で相互に情報交換する。

※想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

※河川のはん濫等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

※既に河川が氾濫するなど、住民に立ち退き避難を求めることで、かえって危険性が高まる状況下では、新たに避難指示（緊急）を行わないこともある。

〔判断基準【津波】〕

区分	判断基準	対象地区
避難勧告	・津波警報、津波注意報が発表された場合	礼受町・浜中町・沖見町 1 丁目・瀬越町・三泊町・塩見町・留萌港湾計画地域隣接地域・留萌川栄萌橋下流域については防災ガイド・マップ地域 ⇒ 緊急発令 上記以外の防災ガイド・マップに隣接する低地（住之江町・千鳥町・旭町等）の地域についても自主避難を促す。
避難指示（緊急）	・大津波警報が発表された場合 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	礼受町／浜中町／沖見町 1 丁目／瀬越町／三泊町／塩見町／留萌港湾計画地域隣接地域／防災ガイド・マップ、紅葉橋下流洪水避難地域 ⇒ 緊急発令 上記以外の防災ガイド・マップに隣接する低地（住之江町・千鳥町・旭町等）の地域についても避難勧告を発令

※重要な情報については、旭川地方气象台、国・道の機関等との間で相互に情報交換する。

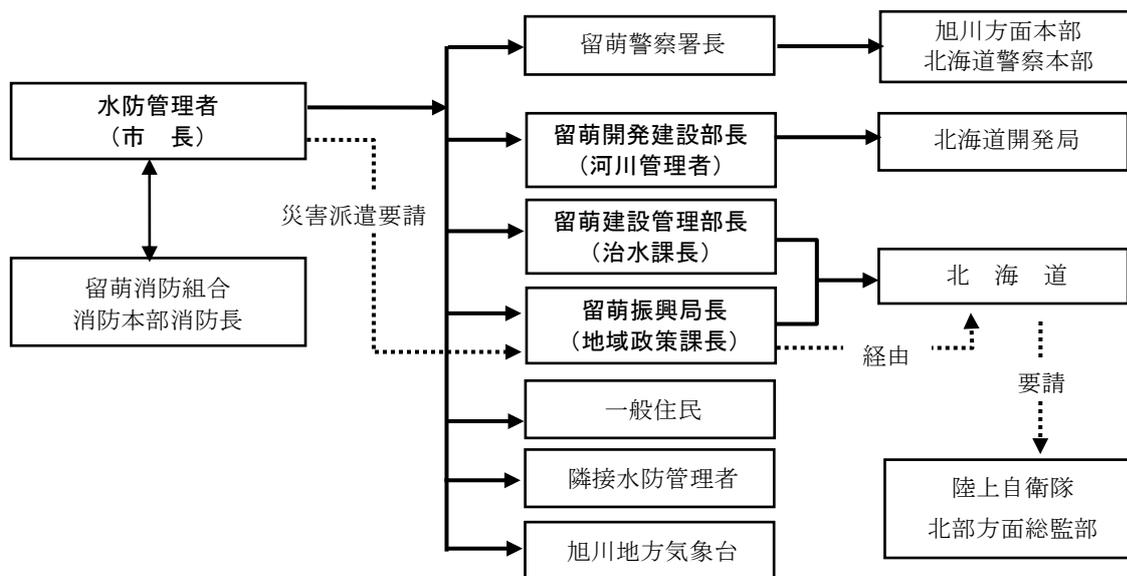
※想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

2.7 決壊・越水の通報及びその後の措置

(1) 決壊の通報

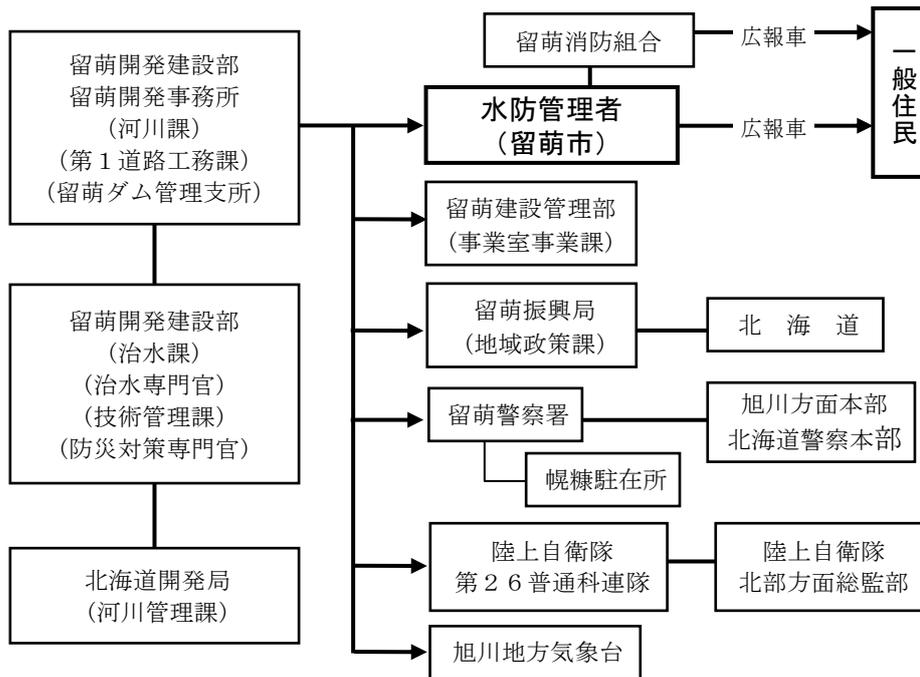
法第25条の規定により、堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関の長等は直ちに次により通報する。

■決壊・越水等通報系統図



(注) 消防長及び水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、副市長が水防管理者の代行として上記通報図に準じ、通報を行う。

■異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



(2) 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り、はん濫による被害が拡大しないよう努める。

2.8 水防配備の解除

水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときなど、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを周知するとともに関係機関に通知する。

2.9 水防信号の指定

法第20条の規定による水防信号は次のとおりとする。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、下記に準じて水防信号を発することとする。

■水防信号

区分	内容	サイレン信号
第1信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者に全員の出動を知らせる信号	5秒-6秒-5秒-6秒-5秒-6秒-5秒 ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 ○
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者に出動を知らせる信号	10秒-5秒-10秒-5秒-5秒-6秒-5秒 ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 ○
第4信号	必要と認める区域内居住者に避難のため立ち退きを知らせる信号	1分-5秒-1分-5秒-1分-5秒 ~ ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 ~

- ※1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要において警鐘信号を併用する。
- 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知すること。

30 予防対策

水防管理者は、台風や前線による河川の増水や氾濫及び土砂災害等の発生に備え、各種予防対策を講じるものとする。

(1) 風水害予防体制の強化

- ①市（都市環境部、留萌消防組合）は、平常時から水防用資機材を整備し、点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。
- ②気象注意報及び警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。
- ③住民に対し、危険区域や浸水想定区域の周知に努めるとともに、斜面や河川の異常の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 浸水想定区域における避難を確保するための措置

市は、水防法第15条の規程に基づき、北海道による浸水想定区域の指定があったときには、次に掲げる事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物等を配布する。

- ①洪水予報等（水位周知河川の水位等を含む）の伝達方法
- ②避難場所その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災行動上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ④市は、水防法第15条第2項の規定に基づき、前③の施設に対して、「防災行政無線」、「広報車」等の方法で洪水予報等を伝達する。

(3) 整備の推進

市、留萌開発建設部、北海道は、それぞれが管理する河川、下水道及び排水路、海岸、護岸、堤防、防波堤、水防施設の計画的な整備を推進する。また、相互に関連した整備実施が必要な場合には、協力を行なうものとする。

31 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、北海道の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、留萌市地域防災会議に諮らなければならない。

①水防計画の公表

水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するとともに、知事に届け出なければならない。

②水防計画における安全の配慮

水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

32 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。

35 協力及び応援

(1) 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第23条第1項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接市町村水防管理団体に対し、応援協力を求めることができる。

また、隣接市町村水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(2) 消防機関への出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、留萌消防組合（以下「消防機関」という。）に対し、応急処置の実施に必要な準備、又は出動を要請するものとする。

要請を受けた消防機関は、水防管理者の所轄の下に行動する。

消防機関に要請する活動等については、留萌市地域防災計画に定めるところに準ずるもののほか、法に規定されている事項は次のとおりである。

- ①増水、はん濫等の応急処置
- ②警戒区域の設定
- ③危険区域の巡視
- ④情報伝達等
- ⑤サイレン、無線、通信施設の使用
- ⑥消防職団員の出動、その他機械・機具等の使用
- ⑦その他

(3) 警察官との協力応援

警察官との協力応援について、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- ①法第21条第2項に基づく、職権による警戒区域の設定について
- ②法第22条に基づく、警察官の出動援助の要求について
- ③法第27条第2項に基づく、警察通信施設の使用について
- ④法第29条に基づく、立退きの場合における通知について

(4) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、知事（留萌振興局長）に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(5) 国（留萌開発建設部、旭川地方气象台）との連携

水防連絡協議会

市は、道や留萌開発建設部が開催する水防連絡協議会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

ホットライン

市は、河川の水位状況については、留萌開発建設部とのホットラインにより、また気象状況については、旭川地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

(6) 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資機材の提供等に関して、留萌市建設業協会等と協定を締結しており、活動への協力を求める。

(7) 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

3 6 水防報告等

(1) 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管する。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出動の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

(2) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに留萌振興局長に報告する。

- ①消防機関を出動させたとき
- ②他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ③その他報告

3 7 水防訓練

法第32条の2の規定により、水防管理者は災害に関する訓練を実施し、災害活動に従事する者の技術向上を図るものとする。

3 8 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 浸水想定区域の指定状況（法第14条関係）

留萌開発建設部及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として公表する。

留萌市においては、公表された浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップを作成し、周知啓

発を図るものとする。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

次に掲げる事項について定める。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 災害時要配慮者利用施設等における伝達方法

法第15条第2項の規定により、避難行動要配慮者が利用する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。

(4) 洪水・津波ハザードマップ等の作成

留萌川が増水により、はん濫した場合の浸水予測や過去の浸水実績に基づき、留萌市内の浸水が予想される範囲及び浸水程度、避難場所を示した洪水ハザードマップを作成配布する。浸水想定の変更がある場合には見直しを行い提供する。

津波ハザードマップについても同様とし、国や北海道による新たな津波被害想定が発表の場合には、見直しを行い提供する。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(5) 情報提供

水防管理者は、入手した防災情報を市民や自主防災組織等へ伝達し、自主的な水防活動や避難行動を促進させる。

また、洪水等による避難勧告等の発令や解除したときには、対象区域に避難勧告等の情報を的確に伝達、周知する。